

新上五島町障がい者(児)福祉計画

第4期 新上五島町障がい者計画（令和6年度－令和11年度）
第7期 新上五島町障がい福祉計画（令和6年度－令和8年度）
第3期 新上五島町障がい児福祉計画（令和6年度－令和8年度）

令和6年3月

新上五島町

「障がい」の表記について

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、計画書内における「障害」の表記を、一部の例外を除き、「障がい」と表記します。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記、又は他の用語に言い換えます。ただし、例外として、次の場合は、「障害」の表記を用います。

◆法令等の名称や用語を用いる場合

(例) 障害者基本法※、身体障害者手帳、障害福祉サービス、障害児福祉サービス

◆医学用語、学術用語等の専門用語として用いる場合

(例) 発達障害※、高次脳機能障害※、機能障害

(※) が付いた用語の説明は、資料編の用語解説 (P83～P88) を参照してください。

はじめに

本町は、平成 30 年 3 月に「第 3 期新上五島町障がい者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、各種障がい者施策に取り組んでまいりました。

近年、「障害者権利条約」批准により、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正をはじめ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「ユニバーサル社会※の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

また、国においては「第 5 次 障害者基本計画※」が策定され、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに障がいがある方の活動を制限し、社会参加を制約している「社会的障壁※」の除去を基本理念としています。

このような環境の変化に対し、町の障がい者施策の着実な推進を図るため、前期計画の実績・評価・アンケート調査をもとに見直しを行い「第 4 期 新上五島町障がい者計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」を策定しました。また、同時に障害福祉サービス等の提供体制の確保やサービスごとに必要な見込量などを定めた「第 7 期 新上五島町障がい福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」、障がい児福祉サービスの提供体制の確保や支援の円滑な実施に関することを定めた「第 3 期 新上五島町障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」を策定いたしました。

本計画では、これまでの基本理念である「協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり」を踏襲し、バリアフリー※社会及び総合的な支援が受けられる地域社会の実現、障がい者を地域全体で支える体制づくりのための取り組みを進めてまいります。

本計画の推進にあたっては、町民の皆様をはじめ、事業者、関係機関、行政等が一体となり取り組んでいくことが必要です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「新上五島町障がい者総合支援協議会（計画策定委員会）」委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント（意見募集）にご協力いただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

新上五島町長 石田 信明

新上五島町は、九州の西端、五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を中心とする7つの有人島と60の無人島から構成されています。

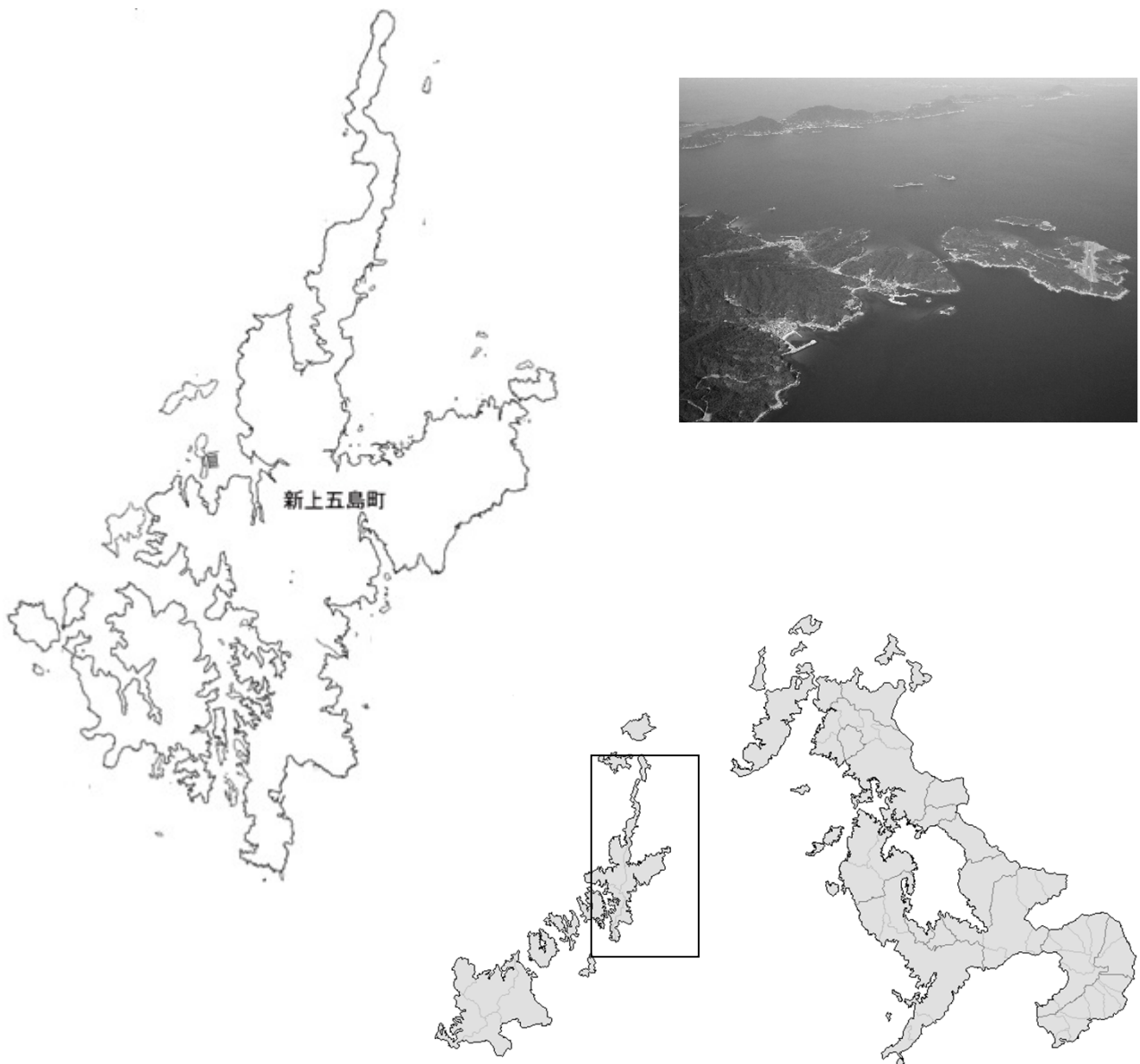
北は海上0.6kmを隔てて北松浦郡小値賀町に、南は海上1kmを隔てて五島市奈留地区に面しています。

本土には、奈良尾港から長崎港まで77km、有川港から佐世保港まで60kmの距離(いずれも直線)にあります。

総面積は214平方キロメートルで、地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、平地は海岸沿いにわずかに広がっている程度にとどまり、大きな河川はありません。

海岸線延長は約429kmに及び、南北に細長い中通島には白砂をたたえた多くの自然海浜が存在し、海蝕崖など複雑で変化に富んだ地形が特色となっています。

また、東海岸断崖の眺望と西海岸に広がる若松瀬戸の景観は非常に美しく、観光客にも人気があります。海と山の豊かな自然を擁する本町は、その大部分が西海国立公園に指定されています。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 計画策定の背景	3
6. 計画の策定体制	6

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 人口と世帯数の推移	7
(1) 町の人口と世帯数の推移	7
(2) 5歳区分別・男女別人口（人口ピラミッド）	8
(3) 年齢3区分別人口	9
2. 障がい児・者の推移	10
(1) 身体障がい者の推移	11
(2) 知的障がい者の推移	12
(3) 精神障がい者の推移	13
(4) 難病※患者数（特定疾患医療給付受給者）の状況	15
(5) 障がいのある児童・生徒の状況	16
3. 障害福祉施設等の状況	17
4. 障がい者団体等の状況	18

第3章 計画の理念・視点・体系

1. 計画の理念	21
2. 計画の視点	22
(1) バリアフリー※社会の実現	22
(2) 総合的な支援が受けられる地域社会の実現	22
(3) 障がいがあっても地域で自分らしい生活ができる体制づくり	22
3. 計画の体系	23
4. 計画の推進体制等	24

第4章 障がい者施策の展開（障がい者計画）

1. バリアフリー※社会の実現	25
(1) 相談支援体制・情報提供の充実	25
(2) 福祉のまちづくりの推進	28
(3) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの充実	33
(4) 権利擁護体制の確立	35
(5) 意思疎通支援の充実	35
2. 総合的な支援が受けられる地域社会の実現	36
(1) 障がいの早期発見と障がい児の療育支援	36
(2) 切れ目のない障がい児サービスの充実	38
(3) 特別支援教育※・インクルーシブ教育※の推進	38
(4) 保健・医療サービスの充実	40
(5) 経済的支援の実施	42
(6) 外出支援施策の推進	45

(7) 就労の支援・促進	46
(8) 日中活動の場の確保	48
(9) 居住の場の確保	49
3. 障がいがあっても地域で自分らしい生活ができる体制づくり	50
(1) 障がいの理解と合理的配慮※の推進	50
(2) 社会参加の促進	52
(3) 地域移行・地域定着の支援と促進	54
(4) 地域の安全と災害時を想定した対応	56
第5章 障害福祉サービス等の数値に目標及び見込量	
(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	
1. 策定の趣旨及び位置付け	59
2. 障害福祉サービスに関する数値目標	59
(1) 施設入所者の地域生活への移行	60
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	60
(3) 地域生活支援の充実	61
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	62
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	63
(6) 相談支援体制の充実・強化等	64
(7) 障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みに係る体制の構築	64
3. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	65
(1) 見込量算定の考え方	65
(2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策	65
(3) 日中活動系のサービスの見込量と確保の方策	66
(4) 居住系サービスの見込量と確保の方策	68
(5) 相談支援の見込量と確保の方策	69
(6) 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策	70
4. 地域生活支援事業※に関する各事業の見込量	72
(1) 実施する事業	72
(2) 必須事業の実施に関する考え方及び見込量等	73
(3) 任意事業の実施に関する考え方及び見込量等	77
5. 事業所整備計画	78
第6章 計画の推進管理	
1. 計画の推進管理	79
2. 障がい者総合支援協議会※との連携	80
第7章 資料編	
1. 新上五島町障がい者総合支援協議会※設置要綱	81
2. アンケート調査の概要	82
3. 用語解説	83

第 1 章

計画の策定にあたって

空白

1. 計画策定の趣旨

本町は、障害者基本法※に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、中・長期的計画である「第3期新上五島町障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」を、障害福祉サービス等の提供体制の確保やサービスごとに必要な見込量などを定めた「第6期新上五島町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」、障害児福祉サービスの提供体制の確保や支援の円滑な実施に関することを定めた「第2期新上五島町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を包括した形で策定し、これまで各種の施策を推進してきました。

令和5年度で計画期間が満了となることから、新たに「第4期新上五島町障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」をはじめ、第7期新上五島町障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）」、「第3期新上五島町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

これまでの実績を踏まえ、実態に即した見直しを図るとともに、すべての障がいのある人や家族が、地域で暮らしていくために必要な様々な支援を切れ目なく継続的に提供するため引き続き「地域包括ケア」の考え方を地域住民とともに推進していくことを念頭に見直すこととします。

2. 計画の位置付け

（1）法的な位置付け

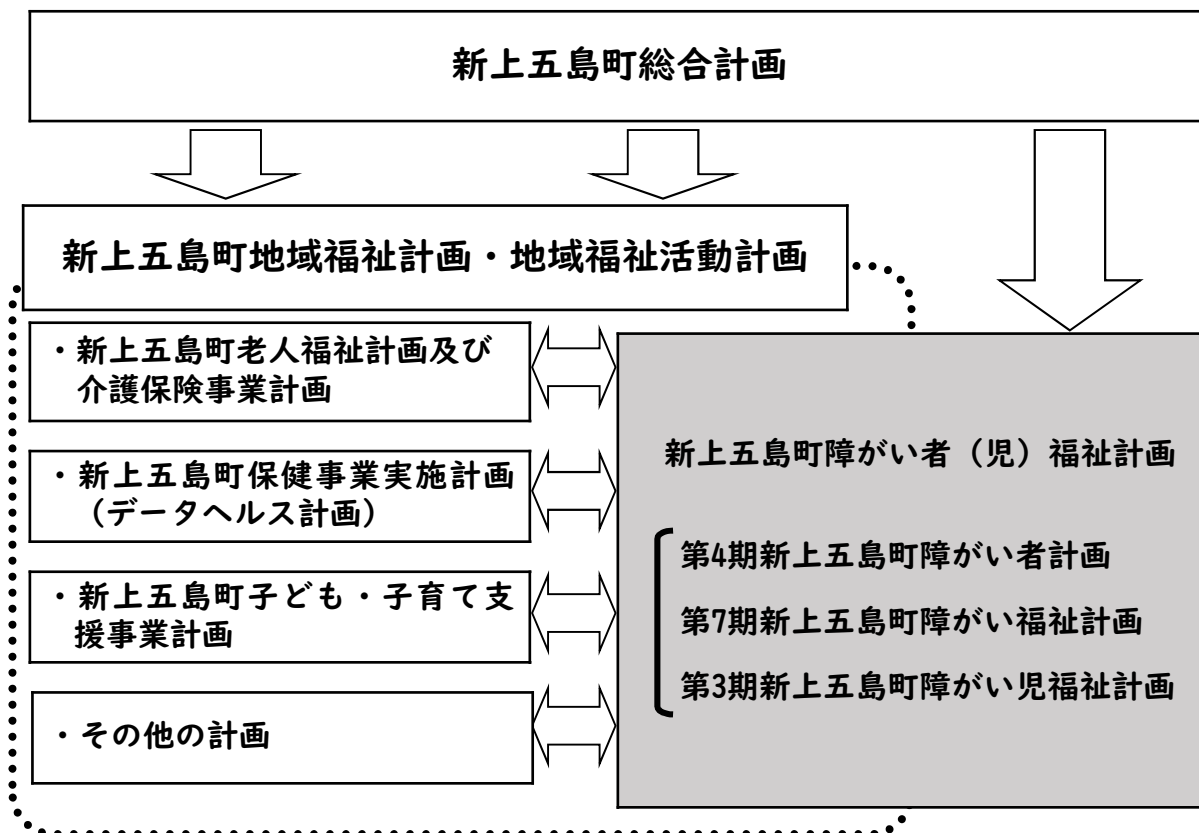
「第4期新上五島町障がい者計画」は、障害者基本法※第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に、「第7期新上五島町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法※第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられます。

「第3期新上五島町障がい児福祉計画」は、児童福祉法※第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

新上五島町障がい者（児）福祉計画は、これら3つの計画の目的と特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、新上五島町の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

（２）町の関連計画との関係

本計画は、「新上五島町総合計画」の部門別計画であり、福祉分野の計画をはじめとする町の様々な計画と連携・整合を図りながら策定し、推進していきます。



3. 計画の期間

「第４期新上五島町障がい者計画」は、本町の障がい者施策に関する中・長期的な計画として、令和６年度から令和１１年度までの６か年を計画期間とします。

「第７期新上五島町障がい福祉計画」及び「第３期新上五島町障がい児福祉計画」は、それぞれの根拠法で定められた令和６年度から令和８年度の３か年を計画期間とします。

区 分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障害者基本法※第11条第3項に基づく 「市町村障害者計画」	第4期 新上五島町障がい者計画			見直し⇒		
障害者総合支援法※第88条第1項に基づく 「市町村障害福祉計画」				第8期 新上五島町障がい福祉計画		
児童福祉法※第33条の20第1項に基づく 「市町村障害児福祉計画」	第3期 新上五島町障がい児福祉計画			第4期 新上五島町障がい児福祉計画		

4. 計画の対象

この計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法[※]等の法令の規定に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害[※]、高次脳機障害[※]を含む）難病[※]等の心身に機能障害がある人のうち、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

5. 計画策定の背景

障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、「第5次障害者基本計画[※]」が令和5年に策定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取り組みが進められています。

また、障害者権利条約[※]批准以降にも、平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」等の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

【国内の動向】

平成30年	4月	改正「障害者総合支援法 [※] 」「児童福祉法 [※] 」施行
	6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 [※] 」施行
	11月	改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 [※] 」施行
	12月	「ユニバーサル社会 [※] の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
平成31年	3月	「障害者文化芸術推進計画 [※] 」策定
令和元年	4月	改正「学校教育法 [※] 」「著作権法 [※] 」「文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律 [※] 」施行
	6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律 [※] 」施行 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 [※] 」施行
	12月	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 [※] 」施行
令和2年	6月	改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 [※] 」施行

令和３年	５月	障害者差別解消法の改正 ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	９月	医療的ケア児支援法の施行 ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和４年	５月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策について規定
令和５年	３月	「第５次障害者基本計画※」策定

（１）第５次障害者基本計画の概要

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取り組みの推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
- PDCA サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

<障がい者施策の基本的方向>

- １．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ２．安全・安心な生活環境の整備
- ３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ４．防災、防犯等の推進
- ５．行政等における配慮の充実
- ６．保健・医療の推進
- ７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ８．教育の振興
- ９．雇用・就業、経済的自立の支援
- １０．文化芸術活動・スポーツの振興
- １１．国際社会での協力・連携の推進

(2) 国の基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労選択支援の創設
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ③障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ④発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑤地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センター※の設置等の推進
 - ・自立支援協議会等における事例検討会議の実施回数等の成果目標の設定
- ⑥障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑦「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑧障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑨よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・障がい福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑩障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

6. 計画の策定体制

本計画は、障がいのある方及び障害福祉サービスを提供する事業所へのアンケート調査を実施し、障がいのある方の実態や各種サービス利用の現状、意向等を把握することにより素案を作成・検討しました。

これを受けて、保健医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成される障がい者総合支援協議会※において素案を審議しました。

○障がいのある方に対する実態調査の実施

障害福祉施策に対する意識、制度やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある方を対象としてアンケート調査を実施しました。

○計画策定委員会による検討

障がい者団体関係者をはじめ、保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などからなる「新上五島町障がい者総合支援協議会※」を審議・策定機関として設置しました。



第 2 章

障がい者を取り巻く現状

空白

1. 人口と世帯数の推移

(1) 新上五島町の人口と世帯数の推移

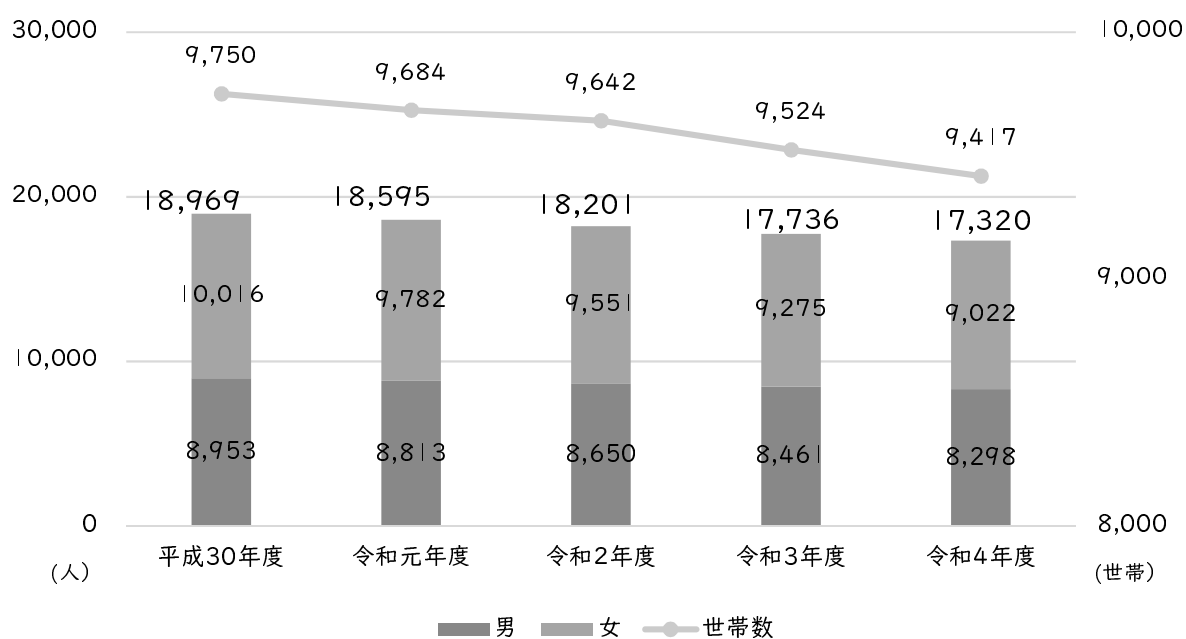
本町の人口は年々減少傾向にあります。令和2年度までは1万8千人台で推移していましたが、令和5年3月末には17,320人となっています。

世帯数も同様に減少傾向にあり、令和5年3月末時点では9,417世帯となっています。一世帯当たり人員数も減少し、令和5年に1.83人／世帯となっています。

今後も減少の傾向が続くことが見込まれています。

	総人口			世帯数	平均世帯人数	人口増減数
	(人)	男	女		(人/世帯)	(人)
平成30年度	18,969人	8,953人	10,016人	9,750世帯	1.94人	△421人
令和元年度	18,595人	8,813人	9,782人	9,684世帯	1.92人	△374人
令和2年度	18,201人	8,650人	9,551人	9,642世帯	1.88人	△394人
令和3年度	17,736人	8,461人	9,275人	9,524世帯	1.86人	△465人
令和4年度	17,320人	8,298人	9,022人	9,417世帯	1.83人	△416人

【人口推移】

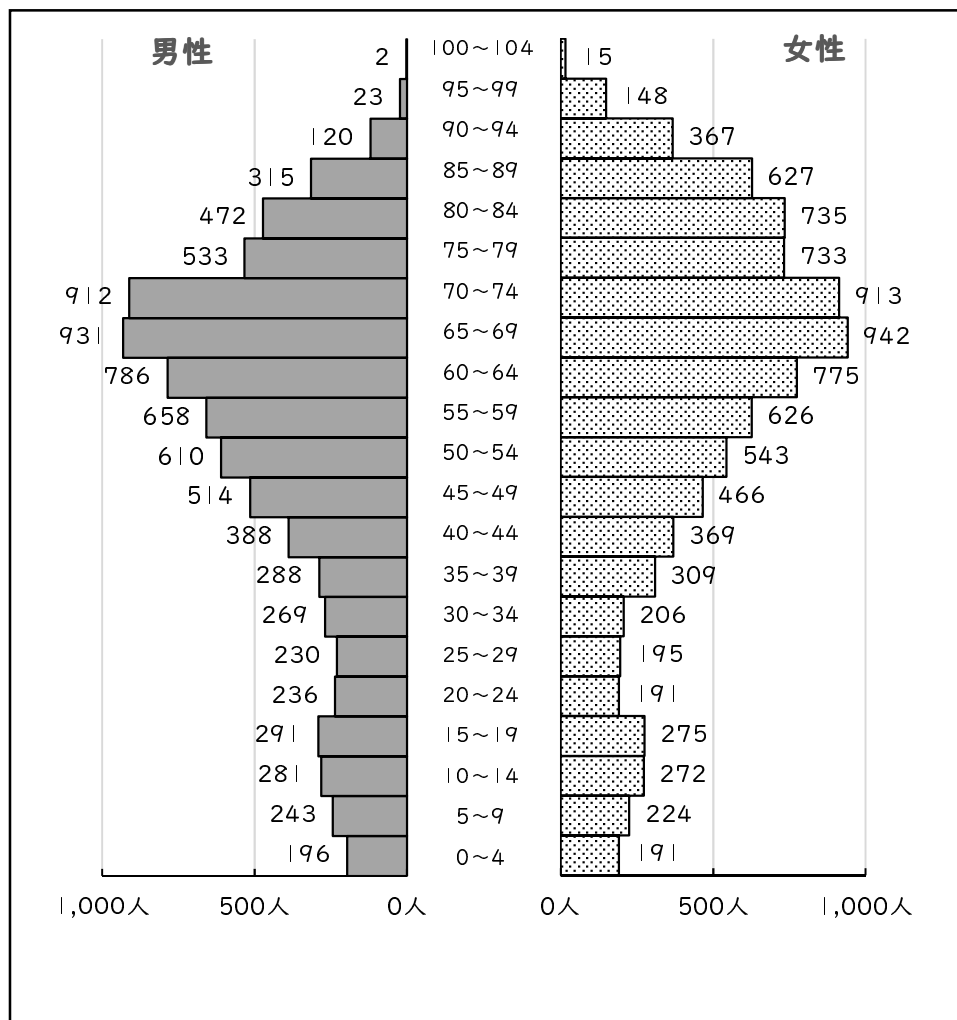


〈資料〉総人口：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 5 歳区分別・男女別人口（人口ピラミッド）

各年齢別の男女別人口をみると、65～74 歳の世代で人数が多くなっています。

【5歳階級別人口ピラミッド】



〈資料〉総人口：住民基本台帳（令和 5 年 3 月末時点）

(3) 年齢3区分別人口

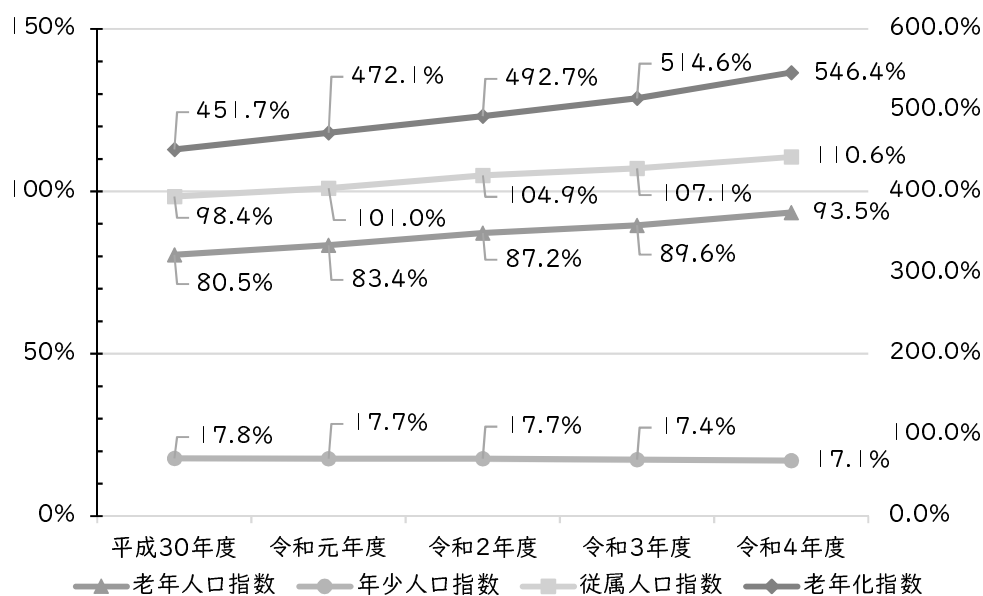
本町における近年の年齢3区分別人口推移をみると、A.年少人口及びB.生産年齢人口は減少傾向にある一方で、C.老年人口は横ばいで推移しています。

これに伴い、年齢3区分別の人口構成割合も、同様の動きを示しています。

少子高齢化が進行する中、人口構造に着目した障害福祉施策の推進が今後とも必要になると考えられます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口		18,969人	18,595人	18,201人	17,736人	17,320人
年齢構成	A. 年少人口（0歳～14歳）	1,705人	1,633人	1,572人	1,492人	1,407人
	B. 生産年齢人口（15歳～64歳）	9,562人	9,251人	8,884人	8,566人	8,225人
	C. 老年人口（65歳以上）	7,702人	7,711人	7,745人	7,678人	7,688人
人口構造指数	老年化指数（ $C \div A \times 100$ ）	451.7%	472.1%	492.7%	514.6%	546.4%
	老年人口指数（ $C \div B \times 100$ ）	80.5%	83.4%	87.2%	89.6%	93.5%
	年少人口指数（ $A \div B \times 100$ ）	17.8%	17.7%	17.7%	17.4%	17.1%
	従属人口指数（ $(A + C) \div B \times 100$ ）	98.4%	101.0%	104.9%	107.1%	110.6%

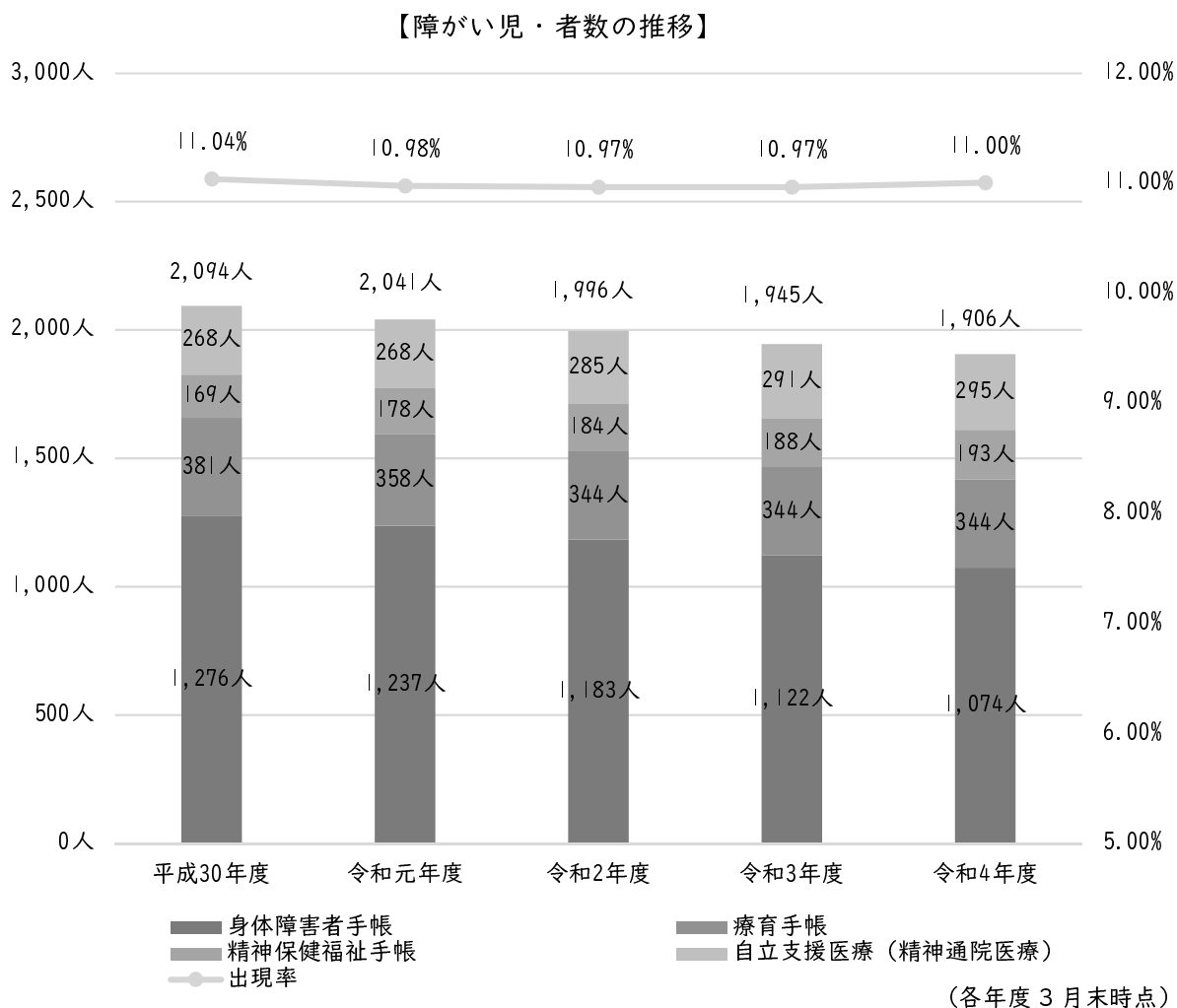
【年齢3区分人口構成】



〈資料〉総人口：住民基本台帳（各年3月末時点）

2. 障がい児・者の推移

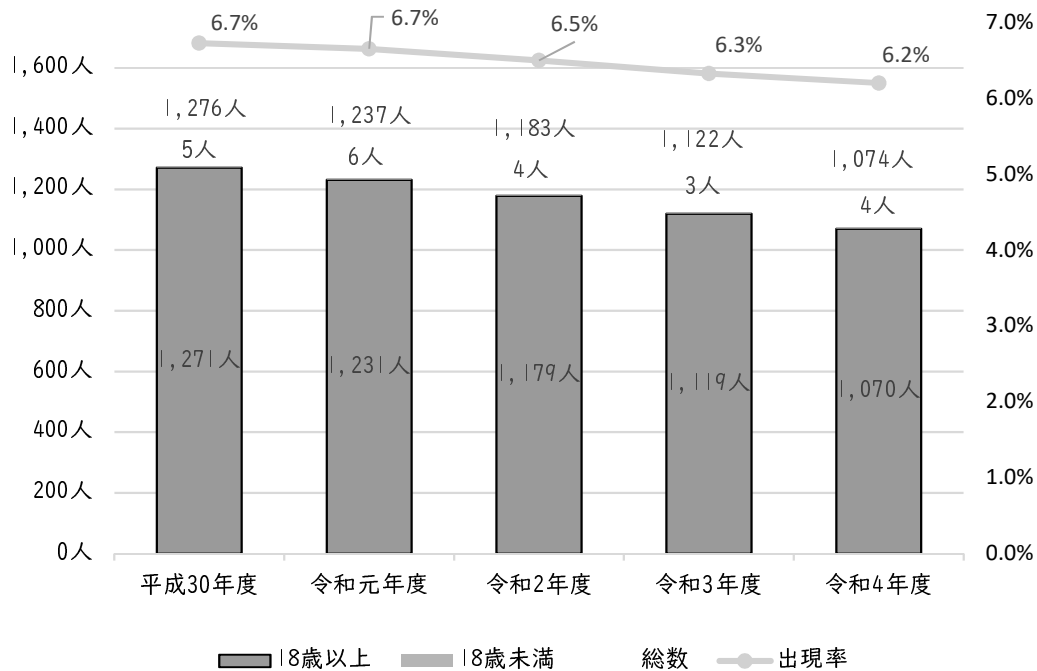
本町の障がい児・者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者、重複含む）は、令和5年3月31日現在で1,906人、人口に対する出現率は11.00%であり、町民の約9人に1人が身体、知的、あるいは精神の障がいがあるという状況となっています。



(1) 身体障がい者の推移

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者は1,074人となっています。平成30年度から徐々に減少しており、要因としては人口の減少が考えられます。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



(人)

		視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部※	計	総数
平成30年度	18歳以上	103	114	13	649	392	1,271	1,276
	18歳未満	0	0	0	3	2	5	
令和元年度	18歳以上	101	119	8	626	377	1,231	1,237
	18歳未満	0	0	0	3	2	6	
令和2年度	18歳以上	96	110	8	588	377	1,179	1,183
	18歳未満	0	0	0	2	2	4	
令和3年度	18歳以上	83	102	8	564	362	1,119	1,122
	18歳未満	0	0	0	1	2	3	
令和4年度	18歳以上	83	97	6	542	342	1,070	1,074
	18歳未満	0	0	0	1	3	4	

(各年度3月末時点)

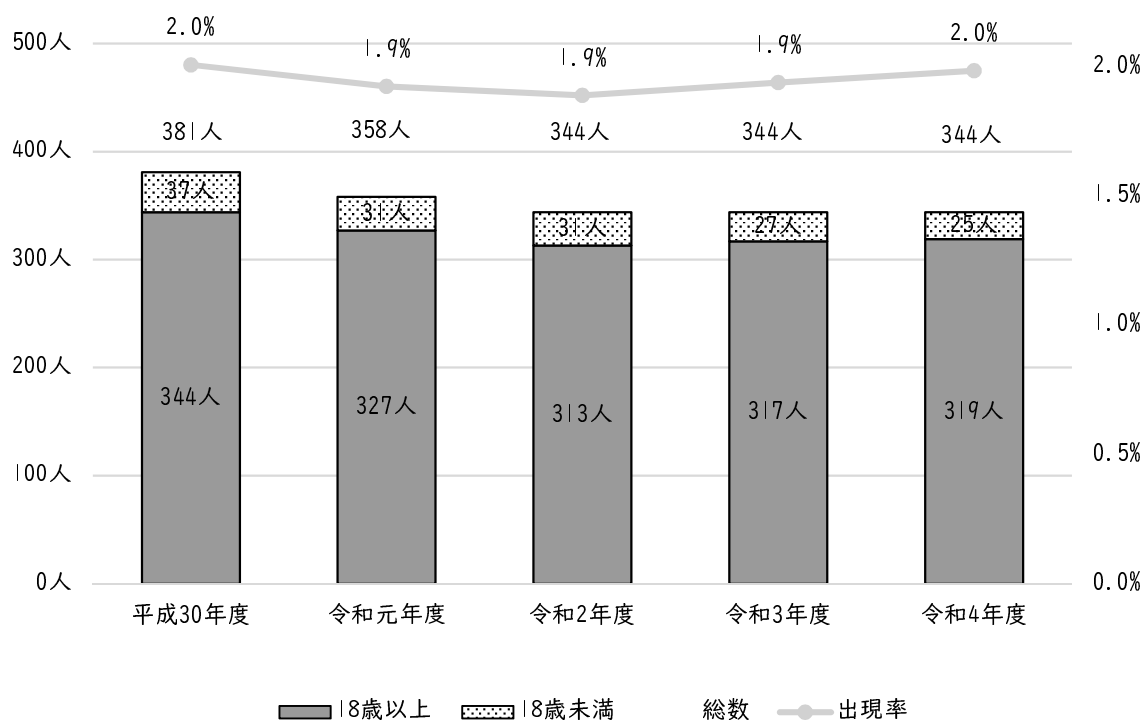
※ 内部機能障害 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の各機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

(2) 知的障がい者の推移

令和5年3月31日現在の療育手帳所持者は344人で、平成30年度と比較すると37人減少しています。

障害者相談支援体制の充実や障がい児福祉サービス、特別支援教育※への取り組み等から療育手帳申請者は増加していますが、転出や死亡により全体数は減少しています。

【療育手帳所持者数の推移】



(人)

		A1	A2	B1	B2	計	総計
平成30年度	18歳以上	73	78	87	106	344	381
	18歳未満	5	5	8	19	37	
令和元年度	18歳以上	72	68	111	76	327	358
	18歳未満	5	5	6	15	31	
令和2年度	18歳以上	71	67	99	76	313	344
	18歳未満	5	6	5	15	31	
令和3年度	18歳以上	68	69	101	79	317	344
	18歳未満	5	5	4	13	27	
令和4年度	18歳以上	67	67	100	85	319	344
	18歳未満	5	5	4	11	25	

(各年度3月末現在)

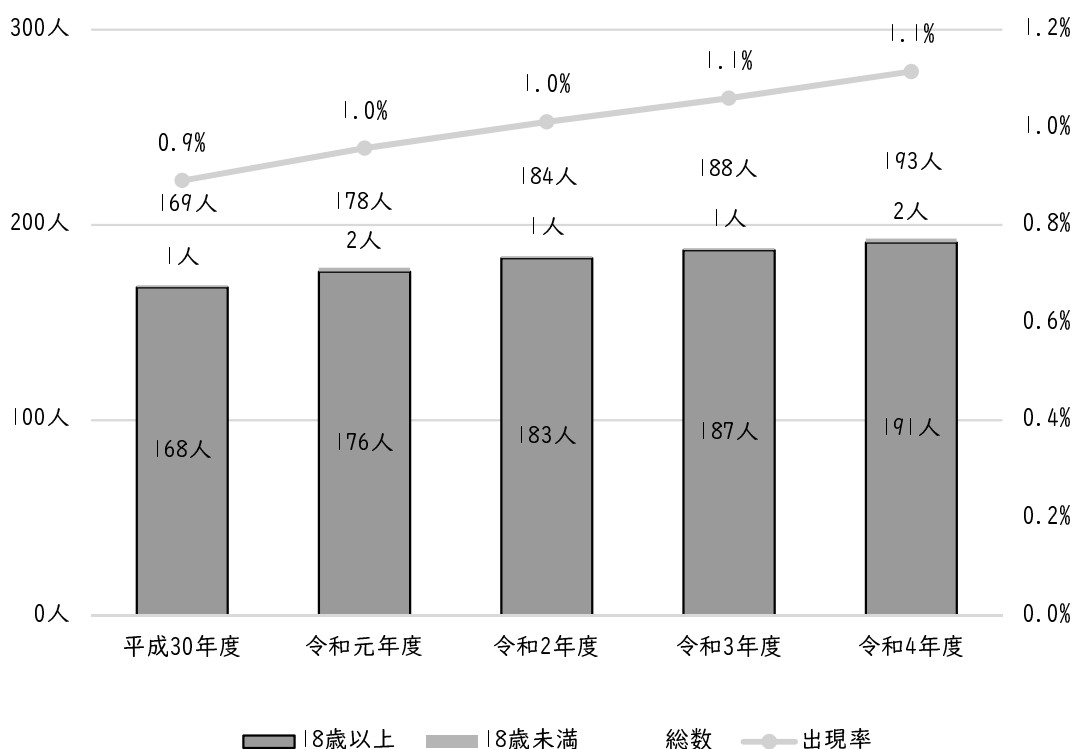
(3) 精神障がい者の推移

①精神障害者保健福祉手帳交付者数

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は193人となっており、平成30年度と比較すると15人増加しています。

増加の要因としては、障害児福祉サービス利用などの方法が広く知られるようになったことが要因と考えられます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(人)

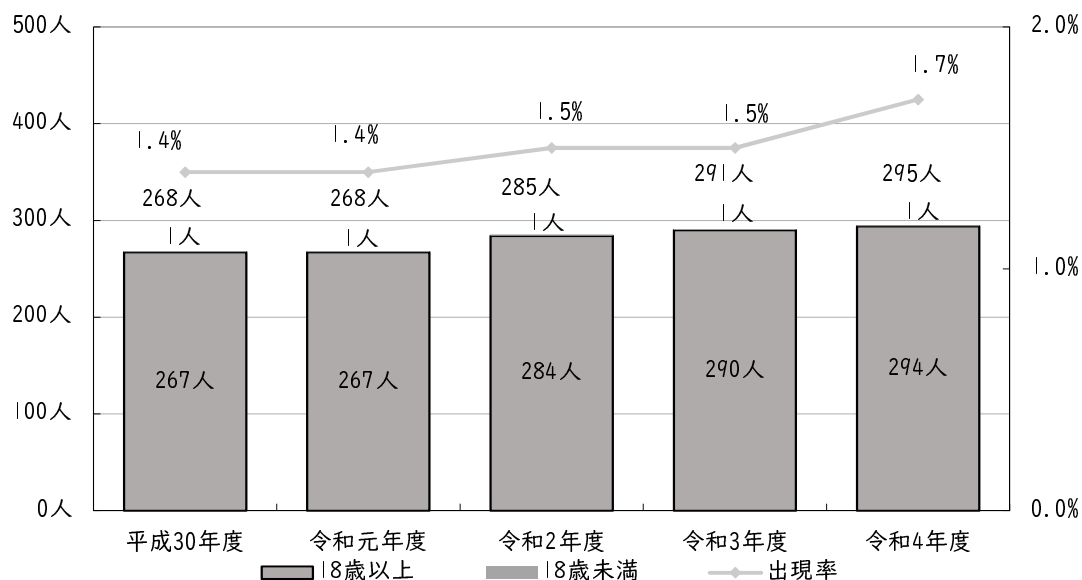
		1級	2級	3級	計	総計
平成30年度	18歳以上	21	114	33	168	169
	18歳未満	0	0	1	1	
令和元年度	18歳以上	24	117	35	176	178
	18歳未満	0	0	2	2	
令和2年度	18歳以上	25	117	41	183	184
	18歳未満	0	0	1	1	
令和3年度	18歳以上	27	121	39	187	188
	18歳未満	0	0	1	1	
令和4年度	18歳以上	25	122	44	191	193
	18歳未満	0	0	2	2	

(各年度3月末現在)

②自立支援医療（精神通院医療）受給者数

令和5年3月31日現在の自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数は295人となっており、年々増加傾向にあります。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



(人)

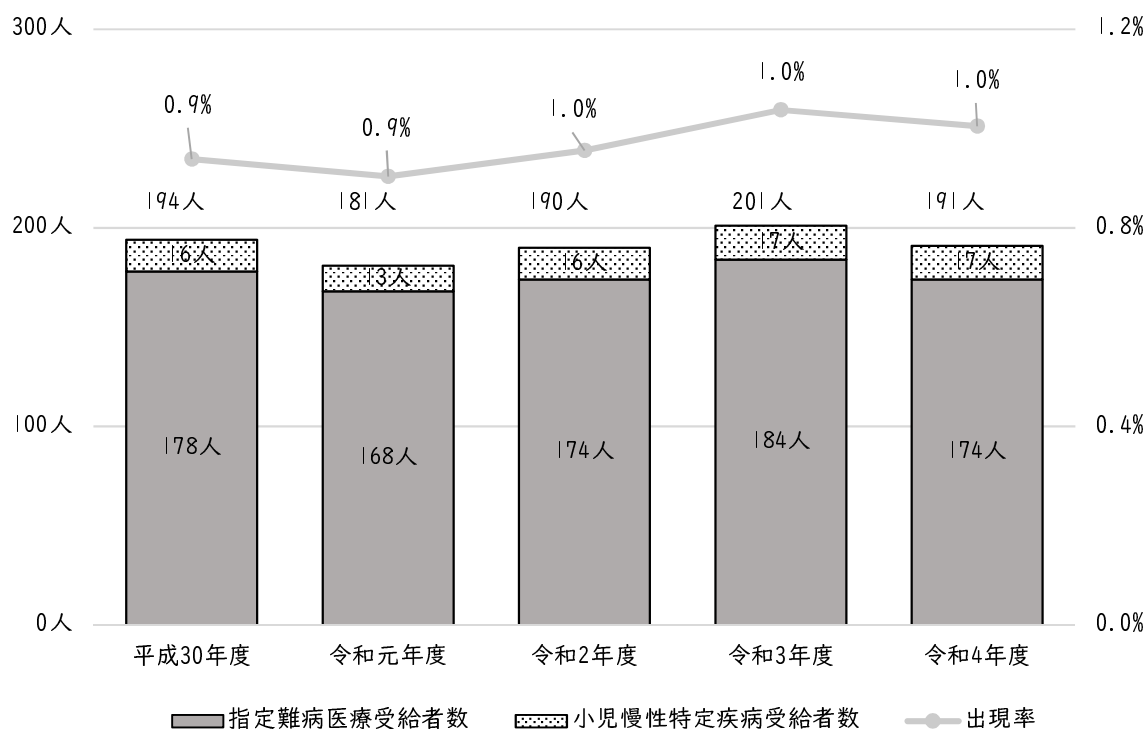
		受給者数	総数
平成30年度	18歳以上	267	268
	18歳未満	1	
令和元年度	18歳以上	267	268
	18歳未満	1	
令和2年度	18歳以上	284	285
	18歳未満	1	
令和3年度	18歳以上	290	290
	18歳未満	1	
令和4年度	18歳以上	294	295
	18歳未満	1	

(各年度3月末現在)

(4) 難病※患者数（特定疾患医療給付受給者）の状況

指定難病※医療受給者数（小児慢性特定疾患を含む）は、令和4年度末には191人と、平成30年度より3人減少となっています。多少の増減はあるものの190人前後で推移しています。

【特定疾患医療給付受給者数の推移】



(人)

	指定難病※医療 受給者数	小児慢性特定疾病 受給者数	計
平成30年度	178	16	194
令和元年度	168	13	181
令和2年度	174	16	190
令和3年度	184	17	201
令和4年度	174	17	191

(各年度3月末現在)

※出典元：長崎県ホームページ（保健所の事業概要）

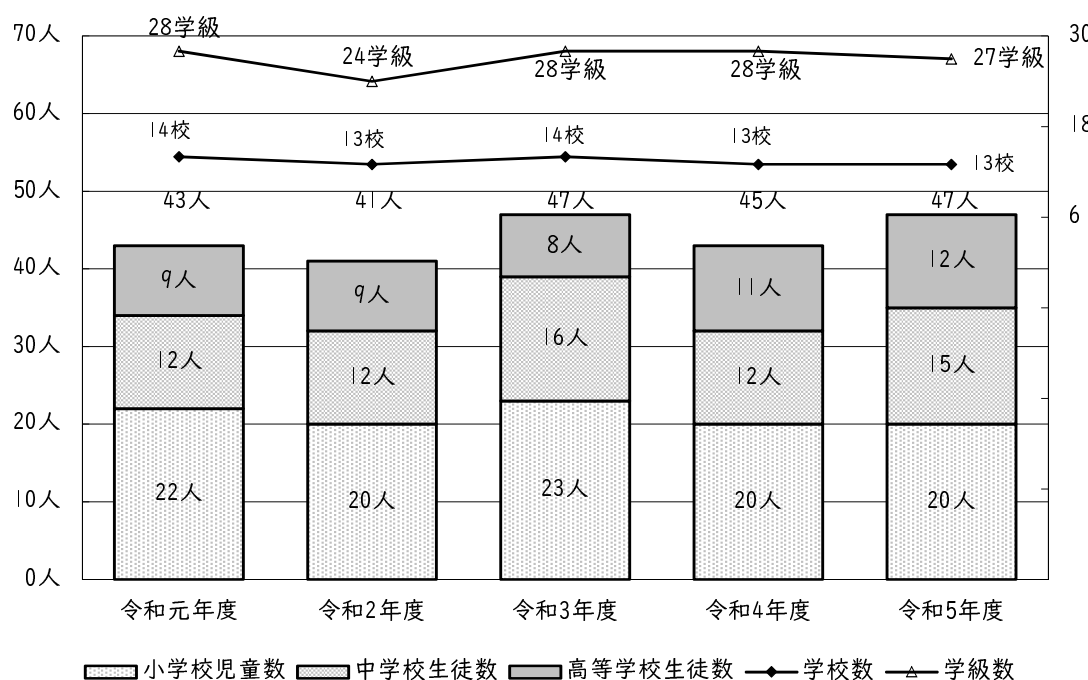
(5) 障がいのある児童・生徒の状況

本町の小学校における特別支援学級※児童数の推移については、令和5年度は令和元年度と比較し2名減少しています。

中学校における特別支援学級※生徒数の推移については、令和5年度は令和元年度と比較し3名増加しています。

高等学校における特別支援学級※生徒数の推移については、平成24年度に特別支援学校分教室が開設されてから、年次で生徒の受け入れをしてきており、令和5年度は令和元年度と比較し3名増加しています。

【特別支援学級※児童・生徒数の推移】



	小学校			中学校			高等学校			総数		
	学校数	(学級数)	(生徒・児童数)	学校数	(学級数)	(生徒・児童数)	学校数	(学級数)	(生徒・児童数)	学校数	(学級数)	(生徒・児童数)
令和元年	8	16	22	5	9	12	1	3	9	14	28	43
令和2年	8	13	20	4	8	12	1	3	9	13	24	41
令和3年	8	15	23	5	10	16	1	3	8	14	28	47
令和4年	7	14	20	5	11	12	1	3	11	13	28	45
令和5年	7	14	20	5	10	15	1	3	12	13	27	47

(各年5月1日現在)

3. 障害福祉施設等の状況

町内事業所一覧（障害福祉）

事業所名	提供サービス等	
	自立支援給付※	地域生活支援事業※
社会福祉法人 新上五島町社会福祉協議会	居宅介護事業 重度訪問介護事業 計画相談支援事業	相談支援事業 移動支援事業 日中一時支援事業
社会福祉法人 清和会	生活介護事業 就労継続支援B型事業 短期入所事業 共同生活援助事業 施設入所支援事業 計画相談支援事業	
株式会社 新上五島在宅ケアセンター		訪問入浴事業
社会福祉法人 ガイアの杜	居宅介護事業 重度訪問介護事業	移動支援事業
社会福祉法人 友星会	生活介護事業 就労継続支援B型事業 共同生活支援事業 短期入所事業	
NPO法人 あたたかい心	就労移行支援事業 就労継続支援A型事業 就労継続支援B型事業 共同生活援助事業 短期入所事業	日中一時支援事業 移動支援事業
NPO法人 いろえんぴつの家		地域活動支援センター※事業
NPO法人 有川ほたる会		地域活動支援センター※事業
NPO法人 ひだまり会		地域活動支援センター※事業

（令和6年3月現在）

町内事業所一覧（児童福祉）

事業所名	提供サービス等
社会福祉法人 新上五島町社会福祉協議会	障害児相談支援
社会福祉法人 清和会	障害児相談支援
株式会社 やまびこ学苑	放課後等デイサービス
こども発達センターあおいとり	児童発達支援 放課後等デイサービス

（令和6年3月現在）

4. 障がい者団体等の状況

団体等の名称	主な活動内容
身体障害者福祉協会	親睦交流、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
手をつなぐ育成会	親睦交流、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人 いろえんぴつの家	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人 有川ほたる会	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人 ひだまり会	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人 あたたかい心	一般就労移行、就労への定着支援、地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、町民に向けた広報活動を行っています。

上五島地区精神障害者連合会「花園会」	親睦交流、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
精神保健福祉ボランティア「なぎさ」	福祉施設訪問や研修、地域活動支援センター※との連携により、精神障がい者の活動支援に繋がるような取り組みを行っています。
あいサポートの会	広報紙の音訳等、視覚障がい者の活動支援に繋がるような取り組みを行っています。
ハートフルin新上五島～共にふれあう生き生きフェスタ実行委員会	イベントを通じて、障がいのある方や障がいに対する正しい理解を求める活動を行っています。

(令和6年3月現在)

空白

第 3 章

計画の理念・視点・体系

空白

I. 計画の理念

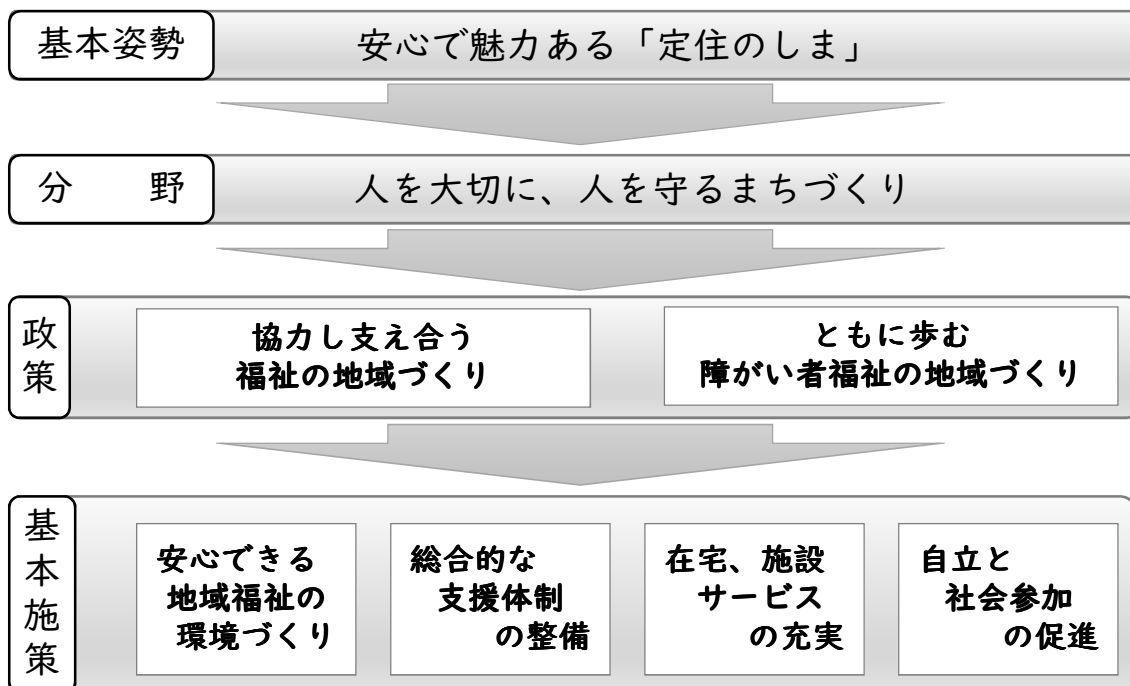
第2次総合計画の方向性及び計画の基本理念

本計画の上位計画である「新上五島町第2次総合計画」の将来像は、

「つばき香り 豊かな海と歴史文化が育む 自立するしま」

と定めています。

福祉部門においては、この将来像を達成するために



と方向性を定め取り組んでいます。

前計画においては、「協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし取り組んできました。

このことは、障がい者も暮らしやすい社会づくりが大前提であり、障がいのある人が住み慣れた地域社会で孤立することなく、社会とのつながりの中で自らの役割を高めることができるよう、「ノーマライゼーション※」の考え方を町民に広く定着させることを基本として、引き続き取り組んでいくことが重要です。

そのため、前期計画で掲げた基本理念を踏襲し、本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの計画の視点を定め、各分野の施策を展開していきます。

基本理念

協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり

2. 計画の視点

(1) バリアフリー※社会の実現

近年、バリアフリー※社会を実現するために「福祉のまちづくり」が言われるようになってきました。福祉のまちづくりとは、単に空間的なバリアをなくすことではなく、多様な価値や要求に対応し、支え合う生活の基盤や仕組みを作ろうとするものです。

本町では、障がいのある方が安心して相談できる体制や、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、あらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリー※だけでなく、心のバリアフリー※も促進することで豊かな地域社会の形成を目指します。

(2) 総合的な支援が受けられる地域社会の実現

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、障がい者が地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するためには、それぞれのライフステージ※に応じた切れ目のない支援が得られることが必要です。

本町では、障がい者やその家族の相談に的確に応じることをはじめ、関係する様々な分野にわたる支援や連携を強化し、適切な情報やサービスの提供等、障がいのある人が安心して暮らしていけるように、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

(3) 障がいがあっても地域で自分らしい生活ができる体制づくり

ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がいのある人もない人も地域を構成する一員として共に支え合い、自ら望む活動に積極的に参加できる共生社会を実現するためには、全ての人たちが障がいについての理解を深めることが必要です。

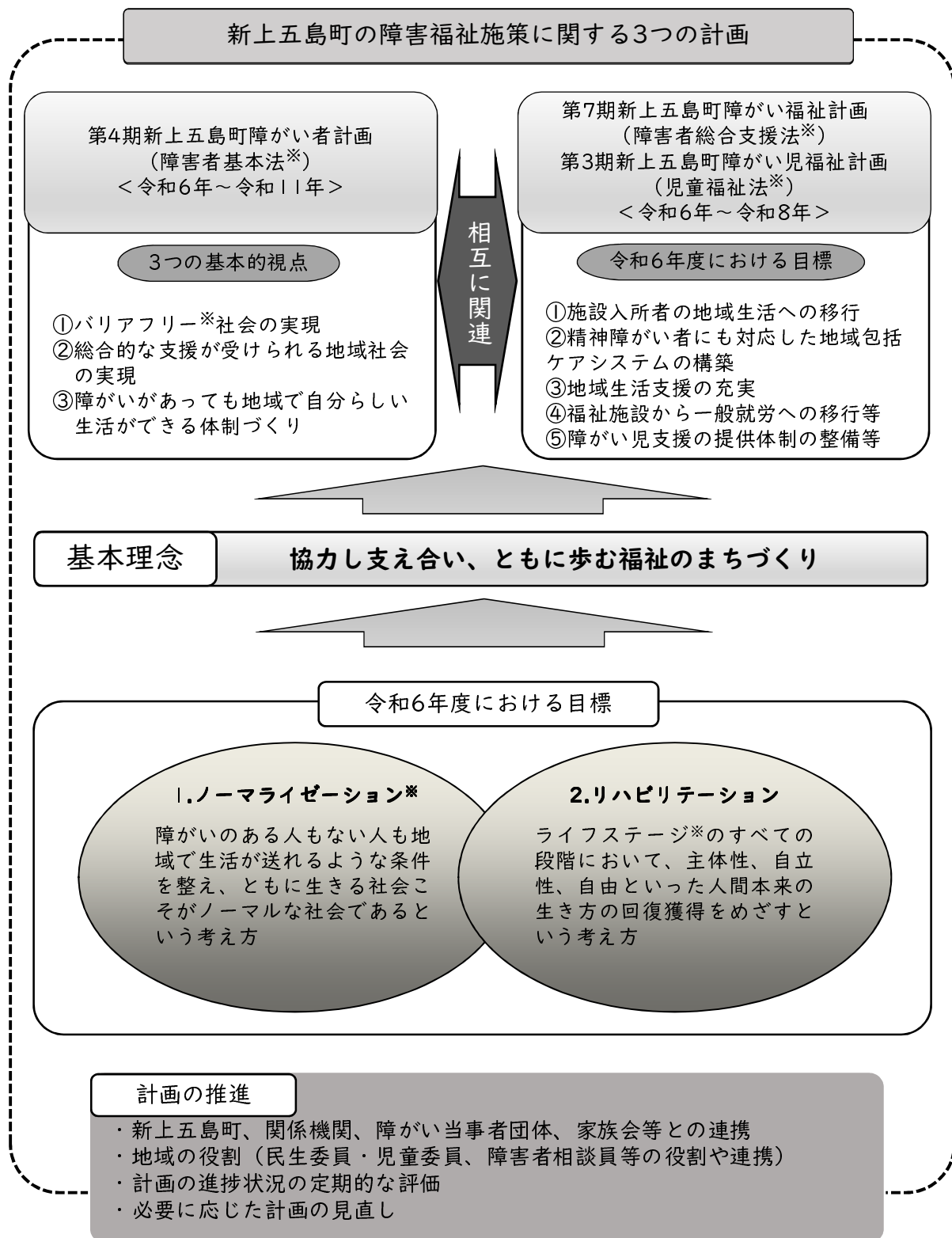
これまでの「支え手」「受け手」に分かれた社会から全ての人が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合う地域社会を構築し、時代の変化に対応した新たな福祉のあり方を提示することが求められています。

本町では、障がい者を含めたすべての住民が地域全体で「支え合う」ために、行政だけでなく、町民や民間事業者・NPO団体などあらゆる人や団体が協働して、多様で広範な取り組みを進めることのできる体制づくりを目指します。

3. 計画の体系

基本理念	計画の視点	主な施策	総合計画の基本施策
協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり	1※ バリアフリー社会の実現	(1) 相談支援体制・情報提供の充実 (2) 福祉のまちづくりの推進 (3) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの充実 (4) 権利擁護体制の確立 (5) 意思疎通支援の充実	安心できる地域福祉の環境づくり 在宅、施設サービスの充実
	2 総合的な支援が受けられる地域社会の実現	(1) 障がいの早期発見と障がい児の療育支援 (2) 切れ目のない障がい児サービスの充実 (3) 特別支援教育※・インクルーシブ教育※の推進 (4) 保健・医療サービスの充実 (5) 経済的支援の実施 (6) 外出支援施策の推進 (7) 就労の支援・促進 (8) 日中活動の場の確保 (9) 居住の場の確保	総合的な支援体制の整備
	3 障がいがある地域で自分らしい生活ができる体制づくり	(1) 障がいの理解と合理的配慮※の推進 (2) 社会参加の促進 (3) 地域移行・地域定着の支援と促進 (4) 地域の安全と災害時を想定した対応	自立と社会参加の促進

4. 計画の推進体系等



第4章

障がい者施策の展開 (障がい者計画)

空白

Ⅰ. バリアフリー※社会の実現

（Ⅰ）相談支援体制・情報提供の充実

【現状と課題】

障がい者が安心して暮らしていくためには、地域で気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の情報を得やすいことが重要な条件になります。

障がい者アンケート調査の結果によると、「あなたは悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談していますか。」という設問では、障がい全体で見ると、「友人・知人」が最も多くなっています。

また、「あなたは、相談機能を充実させるために、どのようなことが最も必要だと思いますか。」という設問では、「どこで相談したら良いか、すぐ分かること」が最も多く、次いで「身近なところで相談できること」が多くなっています。

「福祉施策を充実するために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。」という設問でも、「相談しやすい体制の充実」が最も多くなっており、ニーズに対応すべく相談窓口の拡充、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制をより充実させていくことが求められていることから、適切な支援につなげる相談員のスキル向上を図っていく必要があります。

【問】 あなたは悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談していますか。

(人)	役場の担当窓口	県の相談窓口 (保健所・福祉事務所)	町の社会福祉協議会	相談支援事業所	福祉サービス事業所等の職員	病院(医師・看護師・ケースワーカー※等)	学校の先生	民生委員・児童委員	障害者相談員	地域包括支援センター	等 自分の所属する団体や組織	友人・知人	その他	未記入
全体 (N=931)	89	22	65	34	76	142	1	30	42	36	34	156	57	147
身体 (N=550)	54	6	36	14	42	87	0	19	10	25	9	120	31	97
知的 (N=151)	13	5	11	7	14	14	1	3	19	1	19	12	12	20
精神 (N=111)	13	7	11	6	9	19	0	3	9	6	2	12	8	6
難病※ (N=25)	3	0	4	1	3	6	0	0	2	1	0	2	1	2
発達障害※他 (N=94)	6	4	3	6	8	16	0	5	2	3	4	10	5	22

※Nはサンプル数（標本のデータの数）以下同じ

【問】あなたは、相談機能を充実させるために、どのようなことが最も必要だと思いますか。

(人)	どこで相談したら良いか、 すぐ分かること	身近なところで相談できる こと	いつでも相談できること	プ ラ イ バ シ ー に 配 慮 が な さ れ て い る こ と	専 門 的 な 人 材 が い る こ と	総 合 的 な 支 援 体 制 の 充 実	就 労 相 談 の 充 実	そ の 他	未 記 入
全体 (N=778)	146	131	96	99	84	35	12	6	169
身体 (N=457)	87	76	53	59	48	20	4	3	107
知的 (N=108)	22	21	12	14	11	5	1	1	21
精神 (N=99)	20	15	17	17	7	4	3	2	14
難病※ (N=24)	4	5	3	2	4	2	1	0	3
発達障害※他 (N=90)	13	14	11	7	14	4	3	0	24

【問】福祉政策を充実するために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。

(人)	入 手 し や す い 情 報 の 提 供	相 談 し や す い 体 制 の 充 実	障 害 福 祉 に 関 わ る 町 民 活 動 へ の 支 援	保 健 ・ 医 療 体 制 の 充 実	住 ま い を 支 え る 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 充 実	日 常 生 活 を 支 援 す る 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 充 実	就 労 し や す い 環 境 づ く り	障 が い に 関 す る 町 民 意 識 の 向 上	地 域 活 動 へ の 参 加 促 進	実 保 育 ・ 療 育 ・ 教 育 体 制 の 充 実	建 物 ・ 道 路 な ど の バ リ ア フ ー リ ※ 化	障 が い に 対 す る 理 解 の 促 進	そ の 他	未 記 入
全体 (N=1,710)	188	252	89	140	111	162	73	109	55	51	86	127	71	196
身体 (N=1,053)	119	153	59	88	70	110	70	61	24	34	63	98	0	104
知的 (N=214)	16	25	11	16	12	20	1	18	7	6	8	6	28	40
精神 (N=212)	26	36	11	17	14	12	1	18	12	7	6	13	22	17
難病※ (N=46)	5	7	1	3	3	5	0	4	5	1	1	2	5	4
発達障害※他 (N=185)	22	31	7	16	12	15	1	8	7	3	8	8	16	31

【施策の方向性】

障がい者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備や障がい者が相談しやすい体制の充実を図ります。

また、障がい者が様々な情報を入手できるように、障がいの特性に応じた情報の提供に努めます。

【主な施策】

○継続的な相談支援体制の充実

精神保健医療福祉連絡会等、関係機関等の連携強化を図り、障がいの有無に関わらず、発達の段階に応じて特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで、切れ目のない継続的な相談支援体制の整備をします。

福祉課・健康保険課・学校教育課

○相談支援事業の推進

在宅の障がい者及びその家族等の地域での生活を支援するため、委託相談支援事業所における相談支援事業の充実を図ります。

福祉課

○障害者相談員の周知と利用促進

身近な地域における相談員である身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談支援活動の充実を図るとともに、周知と障がい者やその家族等による利用の促進に努めます。

福祉課

○ピアカウンセリング※事業の充実

有川障害相談支援事業所とNPO法人いろえんぴつの家が連携して実施している精神障がい者ピアカウンセリング※事業の充実を図ります。

福祉課

○障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

広報紙、ホームページ、ガイドブック等を活用し、障がい者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実に努めます。

福祉課

（２）福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障がい者にやさしいまちづくりのために、バリアフリー※新法に基づいて道路、公園、交通機関を始め、公共施設のバリアフリー※化を進め、車いす等でも安心して移動できる環境づくりを進める必要があります。

また、障がい者アンケート調査において「あなたが、これからバリアフリー※化を進めてほしい施設や設備等は何ですか。」との設問では、離島に位置する本町の地理的要因もあり「旅客船」の回答が最も多く、運行事業者の理解を求めながらバリアフリー※化を働きかけていく必要があります。

更に、建築物においても、障がい者に配慮された環境の整備を促進し、障がいのある人もない人もすべての人にとって配慮がなされたユニバーサルデザイン※の考えのもと、まちづくりに努めていく必要があります。

【問】あなたが、これからバリアフリー化を進めてほしい施設や設備等は何ですか。

	旅客船ターミナル	旅客船	バス停留所	バス車両	道路	点字ブロックや音の出る信号機	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）	公園	駐車場	表示	障がい特性に配慮した案内	障がい特性に配慮した施設や設備等の運営	その他	未記入
（人）														
全体 （N=968）	94	111	43	61	60	15	103	24	33	30	54	21	319	
身体 （N=588）	67	81	24	38	36	8	64	11	27	14	21	12	185	
知的 （N=141）	12	12	5	8	6	2	16	4	2	8	15	3	48	
精神 （N=113）	6	8	7	7	12	2	9	6	1	5	7	4	39	
難病※ （N=27）	4	7	0	0	3	1	4	0	1	0	2	0	5	
発達障害※他 （N=99）	5	3	7	8	3	2	10	3	2	3	9	2	42	

【施策の方向性】

新上五島町第2次総合計画にも掲げられているように、障がい者の活動を支え、すべての人が安全で安心して暮らしていくことができるよう、住環境のバリアフリー※化を推進し、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりの推進に努めます。

【主な施策】

○公共施設のバリアフリー※化、ユニバーサルデザイン※化の推進

障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー※化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン※化を図ります。

全課

○オストメイト※対応トイレの設置

多目的トイレ（オストメイト※対応等）の設置等、町施設の改善、整備を行い高齢者や障がいのある人等にやさしいまちづくりに努めます。

全課

○安全で快適な道づくり

歩道の段差解消や点字ブロック、歩行支援のための手すり設置等により、安全で快適な道づくりに努めます。また、看板や駐輪など路上に障害物がない歩道環境及び障がい者用駐車スペースの利用マナー等にかかる意識啓発に努めます。

建設課・福祉課

○公園環境の整備

公園や観光施設のバリアフリー※化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内板等の設置に努めます。

全課

○交通機関のバリアフリー※化

町内バス路線や、本土及び島内を結ぶ航路などの公共交通機関の利用に関して、利用者の利便性の向上の視点からバリアフリー※化を働きかけます。

地域づくり課・福祉課

○民間等建築物の整備改善の促進

不特定多数の町民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間等建築物についても、バリアフリー※化やユニバーサルデザイン※化が図られるよう啓発活動を進めます。

福祉課

（３）障害福祉サービス・障害児福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「障害児福祉サービス」があり、障がいの種別や程度、家族の状況など勘案すべき事項を踏まえ、障がい者の個別のニーズに添ったサービスの提供を行っています。

障がい者アンケート調査の結果によると、障害者（児）福祉サービスの利用意向については、前述の順に「短期入所」、「生活介護」、「施設入所支援」の利用意向が多くなっています。

地域生活支援事業※においては、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「日中一時支援」の利用意向が多く、個々の障がいのニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、量的・質的な充実を図っていく必要があります。

【問】あなたが、日常生活を過ごすなかで困っているために、これから利用したいと思う福祉サービスはどれですか。

①訪問系サービス（在宅で訪問又は通所等で利用するサービス）

（人）	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者包括支援	短期入所	同行援護
全体 (N=282)	85	16	27	23	107	24
身体 (N=184)	65	11	7	13	71	17
知的 (N=36)	4	2	9	2	16	3
精神 (N=32)	10	2	6	5	8	1
難病※ (N=11)	4	1	0	1	3	2
発達障害※他 (N=19)	2	0	5	2	9	1

②日中活動系サービス（施設等で昼間に活動を支援するサービス）

（人）	生活介護	療養介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
全体 (N=256)	90	46	62	24	18	16
身体 (N=142)	52	31	33	14	6	6
知的 (N=48)	16	6	13	4	3	6
精神 (N=38)	9	6	8	5	8	2
難病※ (N=3)	2	1	0	0	0	0
発達障害※他 (N=25)	11	2	8	1	1	2

③居住系サービス（住まいの場を提供するサービス）

（人）	共同生活援助	施設入所支援
全体 (N=111)	40	71
身体 (N=67)	23	44
知的 (N=18)	9	9
精神 (N=10)	3	7
難病※ (N=2)	1	1
発達障害※他 (N=14)	4	10

④地域生活支援事業※

（人）	日中一時 支援	移動支援	地域活動支 援センター	日常生活 用具給付	訪問入浴 サービス	精神障がい 者ピアカウ ンセリング※
全体 (N=275)	49	62	25	63	32	44
身体 (N=160)	18	43	12	49	23	15
知的 (N=32)	14	7	2	3	2	4
精神 (N=50)	10	9	7	6	3	15
難病※ (N=10)	1	2	0	4	2	1
発達障害※他 (N=23)	6	1	4	1	2	9

⑤障害児福祉サービス

（人）	児童発達 支援	放課後等デ イサービス	保育所等 訪問支援	医療型児童 発達支援	福祉型児童 入所支援	医療型児童 入所支援
全体 (N=13)	4	4	1	4	0	0
知的 (N=12)	4	3	1	4	0	0
精神 (N=1)	0	1	0	0	0	0

【施策の方向性】

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくため、障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの状態に対して適切なサービスの提供とニーズに応じた支援の充実を図ります。

【主な施策】

○訪問系サービスの充実

身体介護・家事援助等のサービスを必要とする障がい者がそれらを受けられるよう、介護従事者の確保に努め、ホームヘルプなど「訪問系サービス」の充実を図ります。

福祉課

○日中一時支援事業の実施

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の介護等の軽減を図ります。

福祉課

○重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの提供

自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障がい者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。

福祉課

○身体障害者補装具費の支給

身体障がい者の日常生活機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具費を支給するとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。

福祉課

○日常生活用具給付事業の充実

身体障がい者の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付するとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。

福祉課

○短期入所サービスの充実

在宅の障がい者が、保護者又は家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難となった場合に、障害者支援施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。

福祉課

○サービス等利用計画の作成

障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用するすべての障がい者のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるよう、提供体制の整備を進め、ケアマネジメント※の充実を図ります。

福祉課

(4) 権利擁護体制の確立

【現状と課題】

判断能力が十分でない障がい者が、自分らしい生活を自身で選択できるよう、その権利を守る仕組みが不可欠です。

障がい者アンケート調査においては、成年後見制度※の認知度について、「名称も内容も知らない。」という回答が多くなっています。

福祉サービス等の情報の入手手段が、「町の広報紙・資料」によるものが最も多くなっていることから、権利擁護を推進していくためにもこうした媒体による情報提供を行っていくとともに、障がい者の権利に対する意識啓発と成年後見制度※の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

【問】成年後見制度についてご存じですか。

(人)	名称も内容も知っている	名称を聞いたことがあるが、内容は知らない	名称も内容も知らない	未記入
全体 (N=651)	115	157	267	112
身体 (N=390)	83	103	136	68
知的 (N=95)	10	22	47	16
精神 (N=76)	14	15	38	9
難病※ (N=15)	2	5	6	2
発達障害※他 (N=75)	6	12	40	17

【問】あなたは福祉サービスの情報をどこから入手していますか。

(人)	町の広報紙・資料	町のホームページ	町の職員	医療機関	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等	障害者施設や団体	民生委員・児童委員	家族・親戚・友人・知人等	相談支援事業所	地域包括支援センター	その他	入手する手段がない	未記入
全体 (N=1,060)	274	43	40	71	117	76	31	150	40	43	14	37	124
身体 (N=667)	194	29	22	40	79	30	20	104	18	32	8	22	69
知的 (N=134)	27	4	3	4	11	30	3	14	8	1	1	5	23
精神 (N=125)	31	6	5	12	15	7	4	16	6	5	3	4	11
難病※ (N=31)	4	0	4	5	4	0	0	7	3	2	0	1	1
発達障害※他 (N=103)	18	4	6	10	8	9	4	9	5	3	2	5	20

【施策の方向性】

判断能力が不十分な障がい者に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利擁護と財産管理を支援するために、成年後見制度※の利用促進を図ります。

また、障がい者の権利擁護を進める中で、町民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組むとともに、速やかに障がい者虐待に対応できる体制強化に努めます。

【主な施策】

○成年後見制度※利用支援事業の周知・促進

「成年後見制度※」の周知と利用促進を図り、障がい者等への支援を図ります。一定の要件に該当する場合、申し立てに必要な費用・後見人等の報酬について助成を行い、成年後見人制度※の利用を促進します。

福祉課

○障害者虐待防止センター※の充実

障害者虐待防止センター※機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。

福祉課

○障がい者総合支援協議会※の活用とネットワーク※の構築

障がいのある本人・家族、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者などが連携をより緊密にして、地域の課題やニーズを解決するため障がい者総合支援協議会を開催して、ネットワーク※構築を進めます。

福祉課

○障がい児の虐待の防止等

学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、特に就学する障がい児や保育所等に通う障がい児への虐待防止を図ります。

福祉課・学校教育課

（５）意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者を取り巻く状況や社会が変化する中、障がいの種類や障がい者のニーズの多様化に伴った、分かりやすい、多様な情報発信が求められています。

近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者等の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています。

【施策の方向性】

手話奉仕員の養成及び確保、情報通信機器の有効な活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障がい者の意思疎通支援の充実を図ります。

【主な施策】

○手話奉仕員の派遣

聴覚及び言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話奉仕員を派遣します。

福祉課

○手話奉仕員の確保

手話奉仕員の養成研修を行い、手話奉仕員の確保に努めます。また、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成の情報提供等の支援を行います。

福祉課

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

両耳の聴力レベルが 30dB 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないものの、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。

福祉課

2. 総合的な支援が受けられる地域社会の実現

(1) 障がいの早期発見と障がい児の療育支援

【現状と課題】

障がい児への適切な療育支援には、幼児期における障がいの早期発見が重要です。

障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野との更なる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

【施策の方向性】

障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、様々なニーズに的確に対応し、障がい児やその保護者が安心して充実した生活を送ることができるよう、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら健やかな発育・発達を支援し、療育支援環境の充実に努めます。

【主な施策】

○乳幼児健康診査の推進

乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。

福祉課

○5歳児健康診査の推進

5歳児健診ではスクリーニングされにくい高機能広汎性発達障害や学習障害等の発達障害を就学前に発見し、適切な就学支援を実施します。

福祉課

○発育・発達支援につながる連携の推進

乳幼児健診や5歳児健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。

福祉課

○児童発達支援の充実

未就学の障がい児に対して、児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障がい児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

福祉課

○教育・保育施設での障がい児の受入れ

幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障がい児を受け入れ、健常児と共に幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障がい児のいる保護者の就労等を支援します。

福祉課・学校教育課

○保育所等訪問支援（母子保健事業）の充実

保育所等を利用中の障がい児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

福祉課

○放課後児童クラブでの障がい児の受入れ

全ての放課後児童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障がい児を受け入れ、健常児と共に育成することで、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障がい児のいる保護者の就労等を支援します。

福祉課

○放課後等デイサービスの充実

学校に通学している障がい児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

福祉課

○障害児相談事業の充実

障がい児に関する知識と経験を持つ専門職員を子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障がい児が社会で自立できるよう継続的な相談対応や支援をします。

福祉課

○児童館での障がい児の受入れ

障がい児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者も含めた交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。

福祉課

(2) 切れ目のない障がい児サービスの充実

【現状と課題】

障がい児の支援にあたっては、こどもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障がい児の状態を把握し、それぞれの個性が生かされる支援が求められます。

障がい児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、教育・保育施設、その他関係機関との連携により、就学前の療育支援情報を有効活用する方法が課題となっています。

こどもの発育・発達に合わせた一人ひとりの障がい児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

更に、就労への移行等、ライフステージ※を通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを強化していくことが必要です。

【施策の方向性】

母子保健から、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、こどもの発育・発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

【主な施策】

○継続的・計画的な支援づくりの実現

就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援づくりの実現・充実を図ります。更に、就労への移行等、包括的な切れ目のない支援に努めます。

福祉課・健康保険課・学校教育課

○関係機関との連携の強化・充実

保健所や福祉事務所等、関係機関と連携した支援体制の強化・充実に努めます。

福祉課

(3) 特別支援教育※・インクルーシブ教育※の推進

【現状と課題】

障がい児の可能性を最大限伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするため、こどもたち一人ひとりの個性や適性に応じた教育は、重要な役割を果たします。

障がい者アンケート調査の結果によると、「これからの障がい児の学校教育で、大切なことは何ですか。」という設問では、「障がい児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」が挙げられています。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機
38 関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

【問】 これからの障がい児の学校教育で、大切なことは何ですか。

(人)	障がい児の有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶこと	障がい児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること	いろいろな教育の場を選択できること	障がいに対する教員の専門性を向上させること	教育と福祉・医療との連携を図ること	幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること	すべての学校に特別支援学級※を設けること	通学送迎支援の体制を充実させること	その他	未記入
全体 (N=1,225)	156	189	139	139	153	76	71	48	4	250
身体 (N=755)	98	124	81	87	96	45	41	39	2	142
知的 (N=161)	21	23	17	20	19	7	9	3	0	42
精神 (N=148)	19	18	18	16	17	15	13	4	1	27
難病※ (N=31)	3	7	6	3	5	1	1	1	0	4
発達障害※他 (N=130)	15	17	17	13	16	8	7	1	1	35

【施策の方向性】

障がい児が、障がいの状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。子どもたちが障がいの有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

【主な施策】

○特別支援教育※の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮※の提供により、障がい特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。

学校教育課

○交流及び共同学習の充実

障がい児の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。

学校教育課

(4) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病予防や早期発見、早期治療に努めること、また、高齢化等による障がいの重度化を予防することからも、その対応を図ることは重要です。

障がい者アンケート調査の結果によると、「あなたは、健康の維持や医療に関することで困っていることはありますか。」の設問では、「医療機関が近くない」といった回答が最も多く、次いで「専門の医師がいない」といった回答が多いことから、障がい者の生活の質を高めるために保健サービスや医療を充実させるとともに移送手段の構築や適切なサービスの提供を図ることにより、障がいの予防・早期発見・早期治療に努めることが必要です。

【問】 あなたは、健康の維持や医療に関することで困っていることはありますか。

	医療機関が近くない	病気や治療の説明がよく分からない	かかりつけの医師がいない	専門の医師がいない	医療機関の設備や対応が障がい者に配慮されていない	障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい	健康や医療について相談できる人や場所を知らない	その他	未記入
(人) 全体 (N=740)	101	63	17	67	28	36	23	26	379
※その他 (抜粋)	・ 肢体不自由で身体障害者2級認定を受けたばかりなのに難病を患い酸素ボンベを必要とするようになり、動きがとれなくなっている。 ・ 療養型の病院がないこと。 自宅療養したくても訪問看護等が受けにくい。 ・ 訪問リハビリを受けていたがそれがなくなってしまった事。 病気になっても治療薬がない事。 ・ 病院の待ちが長すぎる。午前9時半入り午後12時過ぎなど。 ・ 乱視目がひどく物が正しく見えない。耳が大変聞きづらい。 ・ リハビリ施設が足りない。 ・ 医師の配慮等がなく、詳しい話をしてくれない。 ・ 仕事ができない。								
身体 (N=433)	61	26	9	40	17	18	13	14	235
知的 (N=116)	6	16	6	10	5	10	3	5	55
精神 (N=86)	15	12	0	9	1	4	5	3	37
難病※ (N=20)	4	2	0	2	1	2	0	2	7
発達障害※他 (N=85)	15	7	2	6	4	2	2	2	45

【施策の方向性】

障がいのある人が安心して医療が受けられるよう、各種医療給付・医療費の公費負担制度の利用促進のための啓発に努めます。

それぞれのライフステージに対応した保健指導の体制を充実し、医療機関、事業者及び施設など、相談・支援に関わる関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の強化に努めます。

【主な施策】

○自立支援医療（更生医療費）の助成

18歳以上の肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により障がいの程度を軽減し、日常生活等の改善が見込まれる方を対象に、必要な医療費の本人負担分を軽減します。

福祉課

○自立支援医療（育成医療）の助成

18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる障がい児の医療費の本人負担分を軽減します。

福祉課

○自立支援医療（精神通院医療費）の助成

精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。

福祉課

○障害者福祉医療費の助成

身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方に、医療費の一部を助成します。

福祉課

○医療体制の充実

歯科診療も含めた障がい者（児）及び難病※患者等への急性期医療が安定的に提供できるよう、医療機関等へ働きかけを行っていきます。

福祉課

○精神保健対策の充実

様々な機会を通して「こころの健康」についての普及啓発を行い、問題の早期発見及び疾病に対する理解の向上を図り、更に、保健所、医療機関等、関係機関との連携により相談・指導体制を充実させ、適切な支援に努めます。

福祉課

○難病※対策の充実

保健所、医療機関等、関係機関との連携を強化し、疾病に対する理解の向上を図るとともに、難病※対策等に関する相談・指導体制の充実に努めます。

福祉課

(5) 経済的支援の実施

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。障がい者アンケート調査においても、収入源についての設問では約7割の人が「年金」と回答しており、平均月収については「5万円以上10万円未満」と回答した人が約3割となっています。

また、現在の暮らしに満足されていない人の理由に「月の収入が少ない」、「病院代が高く、生活に余裕がない」、「就労が困難」といった回答もあがっており、経済的な支援が求められています。

生活安定への支援の観点から、障がい者への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

【問】収入源はどれですか。

(人)	年金 (障害年金その他)	障害者手当	生活保護費	自分の給料	工賃 日中活動の通所施設からの	財産収入 (賃貸料や配当等)	その他	未記入
全体 (N=623)	442	35	25	78	22	8	5	8
身体 (N=391)	301	17	8	47	3	7	3	5
知的 (N=93)	55	9	5	10	13	0	0	1
精神 (N=74)	45	4	9	10	3	0	2	1
難病※ (N=16)	13	0	0	1	1	1	0	0
発達障害※他 (N=49)	28	5	3	10	2	0	0	1

【問】 あなたの月収はどのくらいですか。障害手当や年金、あなたの給料、日中活動の通所施設からの工賃等、すべての収入を含めてお答えください。

	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上	なし	わからない	未記入
(人)										
全体 (N=651)	12	33	203	131	85	36	21	37	65	28
身体 (N=390)	1	20	121	85	68	27	18	18	26	6
知的 (N=95)	4	3	25	25	6	3	1	3	19	6
精神 (N=76)	4	4	31	10	4	4	1	8	7	3
難病※ (N=15)	0	1	4	5	3	1	0	1	0	0
発達障害※他 (N=75)	3	5	22	6	4	1	1	7	13	13

【施策の方向性】

障がい者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、各種制度の周知を図り、必要な人が必要なサービスを利用することで経済的不安が解消できるように努めます。

【主な施策】

○特別障害者手当の支給

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に手当を支給します。

福祉課

○障害児福祉手当の支給

20歳未満で、精神または身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に手当を支給します。

福祉課

○特別児童扶養手当の支給

20歳未満の重度心身障がい児を家庭で監護または養育している人に手当を支給します。

福祉課

○児童扶養手当の支給

18 歳未満の児童を養育し、定められた所得などの要件を満たす人に手当を支給します。

福祉課

○公的扶助、年金、手当の周知

制度についての周知に努め、対象となるすべての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。

住民生活課・福祉課

○消費者相談の実施

消費生活相談員による消費者相談を継続し、障がい者も含めた町民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。

住民生活課

○人工透析患者の通院等に係る負担の軽減

腎臓機能の障害により人工透析療法を受けている方に対して、通院等のための送迎サービスを行うことにより、身体的及び経済的負担の軽減を図ります。また、透析にかかる通院交通費及び在宅での透析に要する光熱水費を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

福祉課



(6) 外出支援施策の推進

【現状と課題】

障がい者が社会参加していくために、外出や移動のための支援の確保は切実な課題です。障がい者アンケート調査によると、普段の外出の頻度において、「ほとんど外出しない」と回答した人は約1割となっています。

「あなたは、地域での活動に参加していますか」という設問では、約6割の人が「ほとんど参加しない」と回答しており、参加できない理由として約2割の人が「参加するための体力がない、体調管理が難しい」と回答しています。

また、約1割の人が「身近なところに参加できる行事や活動が少ない」、「興味のある活動がない」と回答しており、「その他」においても「視覚障害があるため」といった回答もありました。

外出や移動の問題は、障がい者の社会参加にかかる障壁となっていることから、その支援にかかる施策を充実させていく必要があります。

【問】 地域への活動にほとんど参加しないと回答した方にお伺いします。
参加しない理由は何ですか。

(人)	活動が少ない	身近なところで参加できる行事や活動が少ない	どんな行事や活動があるかわからない	コミュニケーションの支援を行う人がいない	行事や活動の内容が障がい者の参加に配慮していない	一緒に参加する仲間がない	地域の人の障がいに対する理解が乏しい	興味のある活動がない	利用する建物の設備が十分でない	参加するための体力がない、体調管理が難しい	移動する手段がない	その他	未記入
全体 (N=654)	83	44	11	26	58	27	95	14	159	42	50	45	
身体 (N=363)	37	18	5	12	26	12	51	8	106	29	31	28	
知的 (N=89)	15	8	3	6	13	2	15	2	12	3	6	4	
精神 (N=87)	12	7	1	3	9	6	15	1	22	5	4	2	
難病※ (N=22)	4	1	0	1	1	2	3	1	4	1	1	3	
発達障害※他 (N=93)	15	10	2	4	9	5	11	2	15	4	8	8	

【施策の方向性】

障がい者が日常生活の中で気軽に安心して外出できるように、社会参加の促進、障がい特性に応じた外出時の支援の推進など、多面的な施策の充実を図ります。

【主な施策】

○同行援護の実施

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行います。

福祉課

○移動支援の実施

地域社会への参加機会を促進するため、円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。

福祉課

○行動援護の実施

行動上、著しい困難を有する障がい者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。

福祉課

（７）就労の支援・促進

【現状と課題】

障がい者の経済的自立と社会参加を図る上で、就労は大変重要です。障がい児アンケート調査によると、将来の暮らしにおいて、「あなたは、お子さんが地域で自立した生活をする場合、どのような条件が必要だと思いますか。」という設問では「働く場」といった回答が最も多く、次いで「世話をしてくれる家族や支援者」といった回答が多い結果となっております。障がい者アンケート調査においても「あなたは、昼間の時間は主にどのように過ごしていますか」という設問において、約３割の人が「家で過ごす」という回答をしており、就労可能年齢である65歳未満の人の就労にかかる回答は約１割となっています。

また、「一般就労するためには、どのようなことが必要ですか」という設問では、「就労をするための総合的な支援」、「職場の障がいへの理解」といった回答が多くなっています。

引き続き事業所の理解を求めながら、それぞれの障がい特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境をつくるとともに、多様な働く場の確保に努めます。

【問】 あなたは、昼間の時間は主にどのように過ごしていますか。

(人)	企業等に一般就労している	アルバイト・パート等で働いている	就労継続支援事業所等で働いている	自宅で仕事をしている	学校に通う	通所施設に通う	求職中	家で過ごす	入所施設、病院で過ごす	その他	未記入
全体 (N=649)	25	41	49	67	4	37	4	219	106	16	81
身体 (N=390)	18	20	7	53	1	18	3	158	43	10	59
知的 (N=95)	1	8	27	3	1	7	0	12	26	3	7
精神 (N=76)	3	7	9	2	0	6	1	28	11	1	8
難病※ (N=15)	1	0	1	1	0	1	0	7	3	0	1
発達障害※他 (N=73)	2	6	5	8	2	5	0	14	23	2	6

【問】 あなたが、就労する上で支援を必要とする項目はどれですか。

(人)	就労のための総合的な支援	働く能力を身につけるための職業訓練	職場を理解するための就労体験	障がい特性に合った職業・雇用の拡大	障がい者向けの求人情報の提供	企業の障がい者雇用への理解促進	職場の障がいへの理解	職場環境のバリアフリー化	柔軟な勤務形態	職場に定着するための支援(ジョブコーチ)	通勤手段・通勤支援の確保	職場での良好な人間関係	働く時間以外の楽しみ(余暇活動など)	特にない	その他
全体 (N=1,683)	176	135	83	143	91	105	159	76	131	59	97	123	54	115	8
身体 (N=941)	100	80	41	79	48	54	90	50	79	32	61	67	23	82	5
知的 (N=247)	28	15	15	19	14	19	27	9	13	6	9	17	12	13	0
精神 (N=230)	20	19	11	22	16	17	18	5	19	11	14	19	10	10	2
難病※ (N=62)	6	4	4	6	3	5	5	6	4	2	4	3	1	1	1
発達障害※他 (N=203)	22	17	12	17	10	10	19	6	16	8	9	17	8	9	0

【施策の方向性】

障がい者の雇用を促進するために、企業への障がい者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障がい特性に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労支援事業により支援をします。

また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労※の場の提供を支援します。

【主な施策】

○就労支援事業の実施

障がい者の一般就労に向け、就労移行支援事業所や上五島就業・生活支援センター、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、きめ細やかな支援を行います。

福祉課

○障がい者雇用への理解の促進

企業等の障がい者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率※の達成を目指して協力を求めています。

観光商工課・福祉課

○障がい者雇用の促進

町においても法定雇用率※の達成を目指します。

総務課

（８）日中活動の場の確保

【現状と課題】

障がい者が地域で自分らしく生活するためには、地域に様々な日中活動の場があることが大切です。

障がい児アンケート調査及び障がい者アンケート調査の結果においても、将来の暮らしにおいて、自立した生活をする場合に必要な条件として「いつでも利用できる居場所」、「身近なところで参加できる活動があること」といった回答が多く、その役割を担う「地域活動支援センター※」や日中一時支援事業の充実が求められています。

昼間の時間の過ごし方においては、「家で過ごす」との回答が約３割となっており、障がい者（児）が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業※の「地域活動支援センター※」、「日中一時支援事業」などの様々な日中活動を十分に提供できるようにすることが必要です。

【施策の方向性】

障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。

【主な施策】

○各種サービスの充実

障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業※の「日中一時支援事業」、児童福祉法※に基づく「児童発達支援」等の充実に努め、障がい者（児）の日中活動の場の確保を図ります。

福祉課

○地域活動支援センター※事業の推進

在宅の障がい者を対象とした地域活動支援センター※事業を活用し、障がい者の地域自立生活と社会参加を支援・促進します。

福祉課

（９）居住の場の確保

【現状と課題】

障がい者が地域で生活するためには、居住の場の確保は必要不可欠です。

障がい児アンケート調査によると、将来の暮らしについて約４割の保護者が「一人で生活させたい」と回答しており、障がい者アンケート調査の結果においても、将来の暮らしについて約２割の人が「ひとりで自立して暮らしたい」と回答しています。

また、障がい児アンケート調査においては、約３割の保護者が「グループホーム※で生活させたい」と回答しており、障がい者アンケート調査の結果においても、約２割の人が「グループホーム※で暮らしたい」、「施設に入所したい」と回答しています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

障がい者が地域において自立した日常生活を送ることができるよう障害者住宅改造助成事業及び日常生活給付事業における小規模住宅改修事業の利用を促進し、住環境の整備に努めます。

また、グループホーム※利用者の家賃を助成し、入居する障がい者の負担軽減に努めます。

【主な施策】

○グループホーム※利用者の家賃助成の実施

障がい者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホーム※の家賃助成を実施し、入居する障がい者への支援を行います。

福祉課

○障害者住宅改造助成事業の実施

重度身体障がい者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。

福祉課

3. 障がいがあっても地域で自分らしい生活ができる体制づくり

(1) 障がいの理解と合理的配慮※の推進

【現状と課題】

障がい者が地域の中で安心して暮らし、社会参加していくためには、地域住民の理解が重要な要件となります。

障がい児アンケート調査によると、約4割の保護者が日常生活の中で何らかの人権を損なう扱いの経験があると回答していますし、障がい者アンケート調査においても、約2割の人が日常生活の中で何らかの人権を損なう扱いの経験があると回答しています。

「障がいを理由とする差別を解消するために必要な配慮とは、どのようなものがあると思いますか」という設問では、障がい者が地域で生活しやすい環境づくりにかかる配慮が求められています。

また、障がい者アンケート調査において、地域活動へ参加しない理由として約1割の人が「地域の人への障がいに対する理解が乏しい」と回答しており、地域で自立して生活をする場合の条件として「地域住民の理解」との回答が約1割となっています。

住み慣れた地域で暮らしていくために、町民との交流や障がい者の社会参加を促進し、障がい者への理解を深めていく必要があります。

【施策の方向性】

障害者差別解消法※に基づき、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮※に向けた啓発活動を推進するとともに、すべての人が安心して暮らすことができるように、障がい者理解の啓発に努めます。

【主な施策】

○理解を深めるための啓発の推進

町の広報、ホームページ、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。

福祉課

○学校教育における福祉教育の充実

総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障がい者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。

福祉課・学校教育課

○社会教育における福祉教育の充実

「心のバリアフリー※」や「協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。

福祉課・生涯学習課

○ふれあいショップにおける障害者施設で製作した物品販売の促進

役場本庁で障害者施設の物品販売を支援することにより、障がい者の自立を促進します。障がい者と地域住民の交流の機会を増やし、障がいに対する理解の促進と、普及啓発の機会とします。

財産管理課・福祉課

○当事者団体・家族会の活動の支援

障がい者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者団体・家族会への情報発信等により活動を支援します。

福祉課



(2) 社会参加の促進

【現状と課題】

障がい者が地域でいきいきとした生活を送ることは、社会参加を促す上で重要です。

障がい者アンケート調査によると、地域での活動に参加すると回答した人に対する「あなたは現在のことも含めて、これからどのような活動に参加したいと思っていますか。」という設問では、「地域の行事やお祭り」といった回答が約4割と最も多く、次いで「ボランティア等社会貢献活動」「スポーツ・レクリエーション活動」「趣味やサークル等の活動」がそれぞれ約1割となっています。

また、地域の活動に参加しない理由に「興味のある活動がない」と回答した人が約1割いることから、障がいがあっても社会参加できるような、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を企画し働きかけていくことが必要です。

【問】地域での活動に「よく参加する」「ときどき参加する」と回答した方にお伺いします。あなたは現在のことも含めて、これからどのような活動に参加したいと思っていますか。

	講座や講演会	音楽・絵画・工芸等の芸術活動	スポーツ・レクリエーション活動	障害者団体の活動	地域の行事やお祭り	ボランティア等社会貢献活動	趣味やサークル等の活動	その他	未記入
(人)									
全体 (N=348)	23	31	34	25	137	37	32	8	21
身体 (N=224)	18	17	24	14	87	19	27	5	13
知的 (N=47)	0	4	5	6	21	8	0	0	3
精神 (N=37)	3	5	4	2	11	6	1	2	3
難病※ (N=7)	0	1	0	2	3	1	0	0	0
発達障害※他 (N=33)	2	4	1	1	15	3	4	1	2

【施策の方向性】

障がい者が、地域において生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、生涯学習機会の充実を図るとともに、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等の自己表現活動や社会参加活動等に参加できる環境づくりを推進します。

【主な施策】

○優先調達法[※]の活用

優先調達法[※]の活用により、障害者就労施設や在宅就業障がい者の活動の充実と障がい者の自立の促進を目指します。

全課

○スポーツ・レクリエーション事業等の実施

当事者団体・家族会及び障害福祉サービス事業所等、関係機関と連携し、障がい者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業や町民とともに楽しみ、学ぶことのできるイベントを企画し実施します。

福祉課・生涯学習課



（３）地域移行・地域定着の支援と促進

【現状と課題】

施設入所者等が安心して地域生活に移行していくためには、関係機関の連携、地域移行支援、地域定着支援等の取り組みが重要です。

障がい児アンケート調査及び障がい者アンケート調査のいずれの結果においても、「今後、福祉施策を充実するために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか」という設問では、「相談しやすい体制の充実」「障がいに対する理解の促進」、と回答した人の割合が高くなっています。

障害者施設等が地域の障がい者支援の拠点となり、多様な主体による支援や町民の理解と協力を得ながら、施設から地域への移行に向けた支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

障害者支援施設入所者又は精神科病院に入院している人に、住居の確保、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を活用し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、地域相談支援体制を整備し、福祉事務所、保健所、医療機関、サービス提供事業所等との連携を図ります。

また、居宅で単身生活をする障がい者の支援に取り組めます。

【主な施策】

○地域移行の支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の人を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。

福祉課

○地域定着の支援

居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

福祉課

○自立生活援助

障害者支援施設、グループホーム※等から居宅生活へ移行する障がい者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。

福祉課

○福祉サービス充実のための研修参加

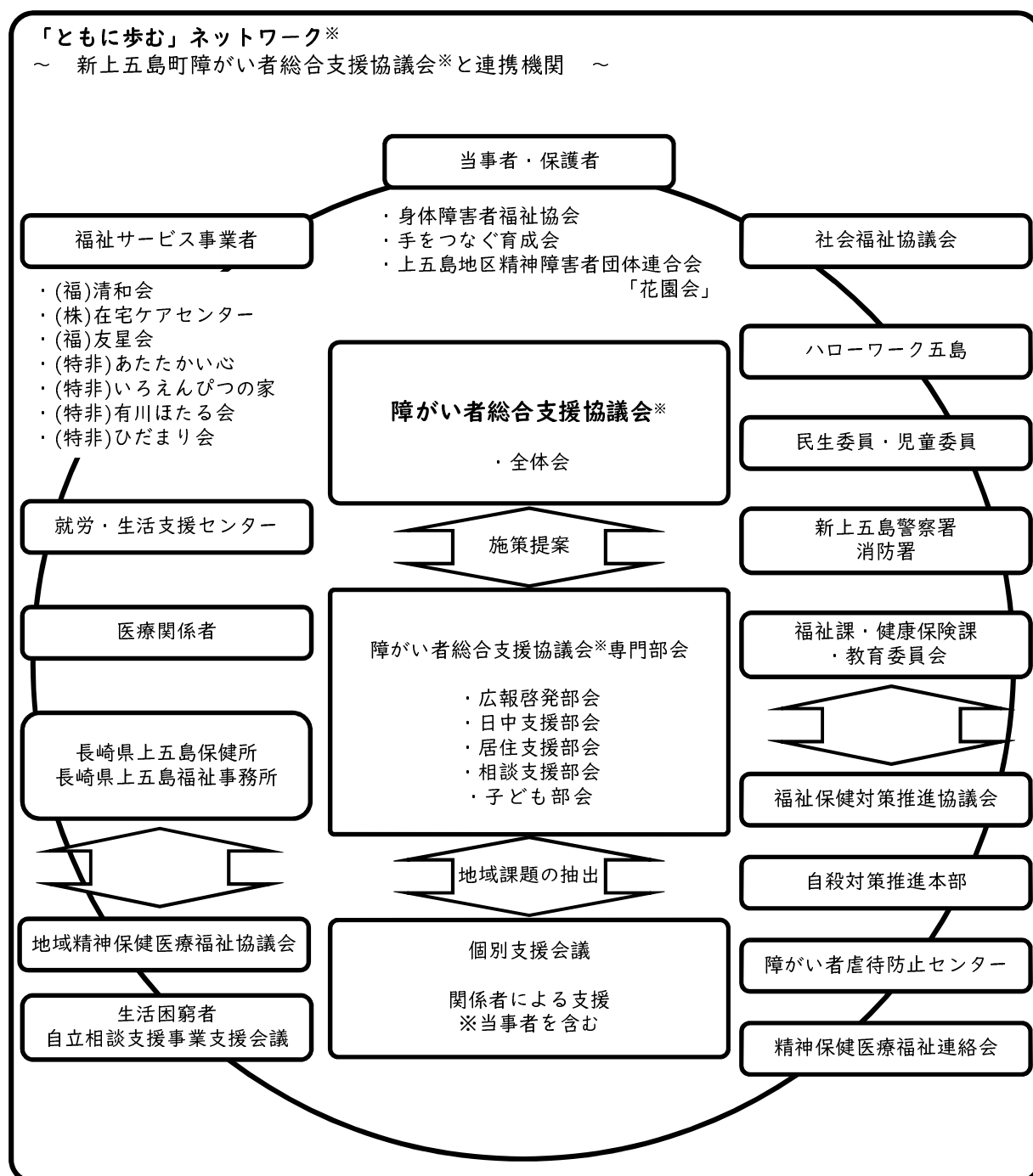
行動障害を有する者、精神障がい者や罪を犯した障がい者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。

福祉課

○障がい者総合支援協議会※を中心とした「ともに歩む」ネットワーク※の構築

「新上五島町障がい者総合支援協議会※」を中心として、障害福祉サービス事業者、当事者・保護者、社会福祉協議会等、関係機関が、互いの活動内容や今後の取り組み等の情報を共有し、連携を進めていくことにより、官民一体の有機的連携のネットワーク※の構築を図ります。

福祉課



（４）地域の安全と災害時を想定した対応

【現状と課題】

地震や台風、土石流など全国的に大きな災害が続いている中で、障がい者が安心して地域生活を送るためには、町全体で防災対策に努める必要があります。

障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、避難行動要支援者台帳の整備とその活用が課題となっており、誰が誰をどのように支援するかといった具体的な検討を行っていくことが重要です。

町地域防災計画の見直し時において、災害発生時における自力で避難できない人の救出方法や避難場所での生活環境確保などについて、検討を進めるとともに避難行動要支援者台帳の整備や活用について検討していく必要があります。

障がい者アンケート調査においても、町に対しての意見や要望として「避難所がバリアフリー※ではないため、車椅子での避難が難しい」、「障がい者家族が避難できる場所の充実と、ガイドラインの周知を検討してほしい」等の意見が、多数あがっています。

また、障がい者が犯罪にあわないように、自治会や防犯協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行っていく必要もあります。

【施策の方向性】

緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や町民の協力による地域の安全や災害時の支援体制づくりを推進します。

【主な施策】

○避難誘導体制の整備

町地域防災計画に基づき、障がいのある人など避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制の整備に努めます。

福祉課

○災害時の障がい者の受け入れ体制の検討

障がい者などの要配慮者の災害時の収容を想定して、二次的避難所（福祉避難所）を設定し、受け入れ体制の整備に努めます。

※ 現在 14 施設と協定を締結、更に協定締結施設数の増加を図ります。

福祉課

○避難行動要支援者対策の推進

「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、現状を加味した上で、避難行動要支援者の個別支援計画やマニュアルづくりに努めます。

福祉課

○障がい種別に応じた緊急連絡体制の整備

災害時における視覚障がい者や聴覚障がい者への情報提供に配慮した緊急連絡体制の整備に努めます。

福祉課

○避難行動要支援者名簿の整備

区長及び民生委員との連携を強化し、各自治会の理解、協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整備に努めます。

福祉課

○地域における防犯体制の充実

自治会との連携により、見守り体制の強化を図り、地域における防犯体制の充実に努めます。

総務課・福祉課

○消費者対策の充実

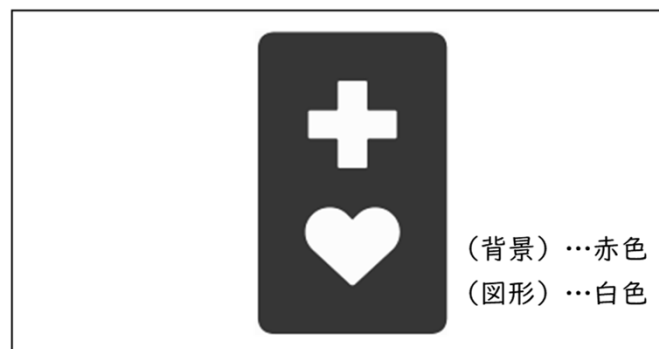
振り込め詐欺や悪質な商取引の被害にあわないよう広報活動を強化し、啓発に努めます。

住民生活課・福祉課

○ヘルプマーク※の周知

ヘルプマーク※を様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。

福祉課



（ヘルプマーク※）

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマーク※を身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

空白

第5章

障害福祉サービス等の 数値目標及び見込量 (障がい福祉計画) (障がい児福祉計画)

空白

1. 策定の趣旨及び位置付け

本項目では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。

また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定めて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2. 障害福祉サービスに関する数値目標

障害者基本法^{*}では、障がい者施策の基本的な理念として

すべての障害者は個人の尊厳を重んぜられ、
その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化
その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

と定められています。

相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、「地域生活への移行」及び「就労の支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等の令和8年度末における数値目標を定めま

す。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①国の指針

■施設入所者の地域生活への移行における国の基本指針

項 目	内 容
地域移行者数	令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数	令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

②本町の目標設定

区 分	数 値	説 明
施設入所者数	86 人	令和 4 年度末における施設入所者数
地域移行者数	5 人	令和 4 年度末時点から地域生活に移行する者の数
施設入所者数の削減	4 人	令和 4 年度末時点からの施設入所者削減数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①本町の目標設定

■精神障がいにも対応した地域包括システムの構築における本町の目標設定

区 分	説 明
目 標	障がい者総合支援協議会専門部会等において、必要な支援体制の検討及び構築を目指す。

(3) 地域生活支援の充実

①国の指針

■地域生活支援の充実における国の基本指針

項 目	内 容
地域生活支援拠点等の充実	令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなど効果的な支援体制等の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
強度行動障害※に有する者への支援体制の整備	令和 8 年度末までに強度行動障害※を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

②本町の目標設定

区 分	数 値	説 明
地域生活支援拠点等の充実	1 箇所	上五島圏域において、面的な体制で整備する地域生活拠点の機能充実を目指す。
	1 回	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を年 1 回以上行うことを目標とする。
強度行動障害※を有する者への支援体制の整備	実施	令和 8 年度末までに強度行動障害※を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①国の指針

■福祉施設から一般就労への移行等における国の指針

項 目	内 容
一般就労への移行者数	障害者支援施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する人数に関する目標値を、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が移行することを目標とする。
就労移行支援事業所の割合	就労支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
就労定着支援事業利用者	就労定着支援事業が、令和 3 年度の利用者の 1.41 倍とする。
就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする。

②本町の目標設定

区 分	令和 3 年度末 実 績	令和 8 年度末 目 標
一般就労への移行者数	12 人	15 人
就労移行支援事業所の割合	—	一般就労移行者 50%以上の事業所 が全体の 50%以上
就労定着支援事業利用者	—	1.41 倍
就労定着支援事業所の割合	—	定着率 70%以上の事業所数が 全体の 25%以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①国の指針

■障がい児支援の提供体制の整備等における国の指針

項 目	内 容
児童発達支援センターの設置	令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に１箇所以上設置
保育所等訪問支援の実施	令和８年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）の推進体制の構築
重症心身障がい児への支援の充実	令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１箇所以上確保
医療的ケア児コーディネーターの配置	令和８年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

②本町の目標設定

区 分	目 標
児童発達支援センターの設置	(設置済)
保育所等訪問支援の実施	令和８年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障がい児への支援の充実	令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１箇所以上確保する。
医療的ケア児コーディネーターの配置	令和８年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①国の指針

■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

項 目	内 容
相談支援体制の確保	令和 8 年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センター※を設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
協議会の活性化	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うための必要な協議会の体制を確保する。

②本町の目標設定

区 分	目 標
相談支援体制の確保	令和 8 年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センター※の設置を検討する。また、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
協議会の体制確保	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について検討する。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みに係る体制の構築

①国の指針

■障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みに係る体制の構築における指針

項 目	内 容
障害福祉サービス等の質の向上	令和 8 年度末までに各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築する。

②本町の目標設定

区 分	目 標
障害福祉サービス等の質の向上	障害者総合支援法※の具体的内容を理解するための各種研修や障害福祉サービスの利用状況の把握、適切な障害福祉サービス等の提供検証等を行い、障害福祉サービスの質の向上を図るため体制の構築に取り組む。

3. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1ヶ月当たりのサービス提供量及び利用人員を示しており、その単位は次のとおりです。

時間分：月当たりのサービス提供時間

人日分：月当たりの延べ提供日数

人 分：月当たりの実利用人数

(2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策

① サービスの内容

区 分	説 明
居宅介護 ◎	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問 介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護 ◎	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護など必要な援助を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等で常時介護が必要な人に、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行う。
重度障害者等 包括支援 ◎	常時介護が必要な障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に行う。

◎については、障がい児も利用できるサービスです。

②サービスの見込量（1か月あたり）

区 分	単位	R3 年度 実 績	R4 年度 実 績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包 括支援	人分	55	53	49	46	44	43
	時間 分	373	354	352	318	303	326

③見込量確保の方策

○町内にサービス提供事業所が不足しているサービスについては、既設法人等に対して、設置運営の検討を要望し、事業拡大を働きかけるなど事業所数の拡大に努めるほか、町外に所在する事業所の活用を図ります。

○計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

（３）日中活動系サービスの見込量と確保の方策

①サービスの内容

区 分	説 明
生活介護	常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、相談や助言、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病※等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行う。

区 分	説 明
就労継続支援 (A 型)	一般就労が困難な 65 歳未満（利用開始時）の障がい者に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の必要な支援を行う。（雇用契約あり）
就労継続支援 (B 型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障がい者に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等の必要な支援を行う。（雇用契約なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行う。
短期入所 ◎	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設等に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行うもので、福祉型は、障害者支援施設等で実施し、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設で実施する。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

◎については、障がい児も利用できるサービスです。

②サービスの見込量（1か月あたり）

区 分	単位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
生活介護	人 分	120	118	119	99	90	86
	人日分	2,449	2,672	2,277	2,014	1,897	1,843
自立訓練 (機能訓練)	人 分	1	1	0	0	0	0
	人日分	22	22	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人 分	2	1	4	4	4	4
	人日分	47	24	96	96	96	96
就労移行 支援	人 分	12	13	12	11	10	10
	人日分	225	242	243	229	223	220
就労継続 支援(A 型)	人 分	13	13	18	4	5	25
	人日分	254	250	343	76	95	475

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
就労継続 支援(B 型)	人 分	80	72	72	85	82	61
	人日分	1,586	1,417	1,395	1,666	1,607	1,195
就労定着支援	人 分	0	1	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人 分	6	6	6	6	6	6
	人日分	96	71	71	71	71	71
短期入所 (医療型)	人 分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
療養介護	人 分	5	4	3	3	3	3

③見込量確保の方策

- 計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- 就労支援事業の新規開設に向け、労働部局と連携し、町内事業所に対して、障がい者雇用の促進及び体験就労の受け入れに関する支援を検討していきます。
- 地域生活支援拠点において必要なサービスが提供されるよう、具体的な整備手法を検討していきます。

(4) 居住系サービスの見込量と確保の方策

①サービスの内容

区 分	説 明
共同生活援助	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム※等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行う。

②サービスの見込量（1か月あたり）

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
共同生活援助	人 分	80	79	79	86	89	91
施設入所支援	人 分	85	86	86	73	67	64
自立生活援助	人 分	0	0	1	1	1	1

③見込量確保の方策

- 公営住宅を活用したグループホーム※の設置に関する担当部局との協議や新規開設における地域住民への理解促進を図り、円滑な運営を支援します。
- 地域生活支援拠点の整備方法を検討する中で、必要な見込量の確保に努めます。
- 必要に応じて、町外に所在する施設の利用を検討します。

(5) 相談支援の見込量と確保の方策

①サービスの内容

区 分	説 明
計画相談支援	障害福祉サービスの申請等を行う障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向等の事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うと共に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行う。

②サービスの見込量（1か月あたり）

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
計画相談支援	人 分	65	63	72	71	71	71
地域移行支援	人 分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人 分	0	0	0	1	1	1

③見込量確保の方策

- 町内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。

(6) 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策

①サービスの内容

区 分	説 明
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対して、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進など必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与します。

②サービスの見込量（1か月あたり）

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
児童発達支援	人 分	14	13	9	16	16	16
	人日分	41	36	27	48	48	48
医療型児童発達支援	人 分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人 分	34	42	44	42	42	42
	人日分	317	318	308	318	318	318

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
保育所等訪問支援	人 分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人 分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人 分	4	5	4	6	6	6

③見込量確保の方策

- 町内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。
- ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。

4. 地域生活支援事業※に関する各事業の見込量

地域生活支援事業※は、障害者総合支援法※第 77 条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業※は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業※に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

見込量の算定にあたっては、第 6 期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、事業の種類ごとに、令和 8 年度までの各年度における見込量を推計しました。

(1) 実施する事業

本町では、地域生活支援事業※として、以下の事業を実施することとしています。

事業の種類		説 明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	町民等を対象に、障がい者（児）に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者（児）、障がい者（児）の家族又は地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度※利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度※を利用することが有用と認められる知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見制度※の利用を支援する。
	成年後見制度※法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具給付等事業	障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

事業の種類		説 明
必須事業	手話奉仕員養成 研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
	地域活動支援 センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。
任意事業	訪問入浴 サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体に障がいがある者（児）に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。

（２）必須事業の実施に関する考え方及び見込量等

①理解促進研修・啓発事業

障がい者（児）が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において障がい者（児）の支援に従事する民生委員・児童委員、障害者相談員を対象とした研修会を実施しています。

また、福祉スポーツ大会等のイベントを開催することで、障がい者（児）と地域住民との交流を促進する取り組みも行っており、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めています。

計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

なお、事業の性格上、量として捉えることは馴染まないと考えられるため、見込量は設定していません。

②自発的活動支援事業

障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者（児）、障がい者（児）の家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がい者（児）と地域の様々な人たちが集い、交流できるイベントを設置・運営する団体等に対して、その経費の一部を助成することとしています。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
自発的活動支援事業補助金	団 体	1	1	0	1	1	1

③相談支援事業

町内の北部（上五島地区・新魚目地区・有川地区）と南部（若松地区・奈良尾地区）2箇所に相談支援事業者を置き、専門的な資格を持つ職員による必要な情報の提供、助言、サービス利用支援など、24時間365日を通じて対応していきます。

なお、地域の相談支援機関相互の連携を強化するため、令和8年度末までに基幹相談支援センター※の創設を目指します。

区 分	単 位	R3 年度 実 績	R4 年度 実 績	R5 年度 見 込 み	R6 年度 見 込 み	R7 年度 見 込 み	R8 年度 見 込 み
相談支援事業 の実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援 センター設置	箇所	-	-	-	1		

④成年後見制度※利用支援事業

費用の助成を受けなければ成年後見制度※の利用が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成しています。

町内の相談支援事業所を通じ、成年後見制度※の周知に努めます。

区 分	単 位	R3 年度 実 績	R4 年度 実 績	R5 年度 見 込 み	R6 年度 見 込 み	R7 年度 見 込 み	R8 年度 見 込 み
実利用人員	人	1	1	1	1	1	1

⑤成年後見制度※法人後見支援事業

成年後見制度※の利用を促進するためには、市民後見人の養成等とあわせ、町内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

そこで、計画期間中に、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

なお、事業内容は、今後の検討の中で具体化していくこととなるため、事業の見込量は設定していません。

⑥コミュニケーション支援事業

本町では、コミュニケーション支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施していますが、町内に手話通訳者がいないことから、一般社団法人長崎県ろうあ協会に委託して事業を実施しています。

しかしながら、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の施行や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法※）の施行を踏まえると、合理的配慮※の一端を担うものとして、その役割はますます大きくなると考えられることから、関係機関と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
実利用人員	人	0	0	1	1	1	1
手話通訳者の配置人数	人	0	0	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付すると共に、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
介護・訓練支援用具	件／年	1	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件／年	3	3	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件／年	3	2	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件／年	350	345	354	354	354	354
居宅生活動作補助用具	件／年	2	1	1	1	1	1

※排泄管理支援用具については、1か月分を1件としています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

本町では、手話奉仕員養成研修を実施していませんでしたが、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」や、「障害者差別解消法※」の施行を踏まえると、合理的配慮※の一端を担うものとして、その役割はますます大きくなると考えられることから、関係機関と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の実施について検討していくこととします。

なお、事業内容は、今後の検討の中で具体化していくこととなるため、事業の見込量は設定していません。

⑨移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

近年は、通勤・通学にかかる支援が検討されてきており、本町においても、特別支援学校分教室が開設されたことから、在学中の通学や体験就労にかかる移動の支援、卒業後の一般就労に伴う移動の支援について検討していくこととします。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
実利用人員	人	30	29	27	29	29	29
延べ利用 時間数	時間／ 年	341	342	334	334	334	334

⑩地域活動支援センター※事業

本町の地域活動支援センター※事業は、町内3つのNPO法人に対して委託を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援が様々な形で行われており、障がい者の身近な社会参加の場として、重要性が増していることから、引き続き、その運営を支援していきます。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
実利用人員	人	25	23	23	22	22	22

(3) 任意事業の実施に関する考え方及び見込量等

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障害者（児）を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者（児）の生活を支援することを目的として実施しています。

必要な人に必要なサービスが提供されるよう、引き続き見込量の確保に努めます。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
実利用人員	人	2	1	1	1	1	1

②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障害児通所支援の体制が充実してきたことから、本事業の利用は減少傾向にあります。障がい者については、代替可能なサービスがないため、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

区 分	単 位	R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 見込み	R6 年度 見込み	R7 年度 見込み	R8 年度 見込み
実利用人員	人	31	25	26	26	26	26
延べ利用 時間数	日／年	3,009	3,066	3,142	3,142	3,142	3,142

③買い物困窮者支援事業

障がい者（児）等の障害の状態や家庭環境及び地域的生活環境等を勘案し、買い物に困窮している世帯に対し買い物支援と合わせ見守りを行っていきます。

なお、事業内容は、今後の検討の中で具体化していくこととなるため、事業の見込量は設定していません。

5. 事業所整備計画

町内における提供事業所整備計画

新たなサービス提供を必要とする障がい者のニーズに注視し、必要なサービスの展開について検討していきます。

(箇所)

サービス名	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護（者・児）	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
生活介護	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
自立訓練	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労移行支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
就労継続支援 A 型	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)
就労継続支援 B 型	3 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
短期入所（者・児）福祉型	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
短期入所（者・児）医療型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
共同生活援助	7 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)
施設入所支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
療養介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計画相談支援	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
地域移行支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
地域定着支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
障害者相談支援事業	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
基幹相談支援センター※	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)
移動支援事業	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)
地域活動支援センター※	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
日中一時支援事業	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
訪問入浴事業	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
児童発達支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
放課後等デイサービス	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
障害児相談支援	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計	46 (0)	45 (0)	45 (2)	47 (0)

※その年度時点で整備された後の事業所数を示しています。

※（ ）内の数値は、その年度中に整備見込みの事業所箇所数を示しています。

第6章

計画の推進管理

空白

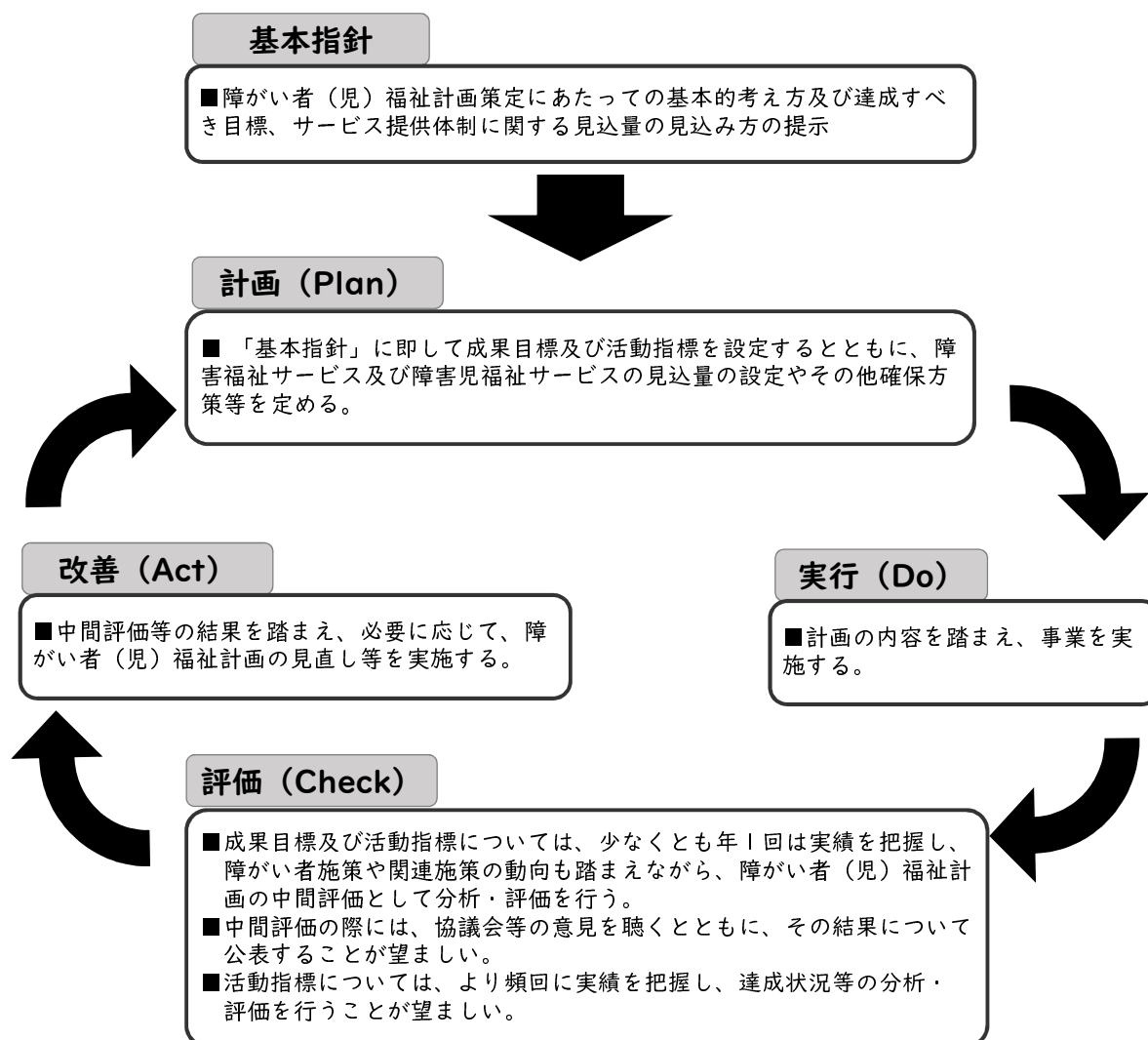
1. 計画の推進管理

障がい者（児）福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とします。

PDCAサイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

障がい者（児）福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P59「2.障害福祉サービスに関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P65「3.障害福祉サービスに関する各サービスの見込量」、P73「4.地域生活支援事業※に関する各事業の見込量」）を「活動指標」として、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、新上五島町障がい者総合支援協議会※から点検・評価を受けるとともに、その結果について町ホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

新上五島町障がい者総合支援協議会※から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2. 障がい者総合支援協議会※との連携

本計画における障害福祉サービスによる取り組みを推進するに当たり、障害者総合支援法※に基づき、新上五島町障がい者総合支援協議会※からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

第7章

資料編

空白

Ⅰ 新上五島町障がい者総合支援協議会※設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は障害者相談支援事業の円滑な運営を図る為、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく協議会として、新上五島町障がい者総合支援協議会※（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

2 協議会は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障害福祉計画の策定又は変更並びに障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進について町長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次の各号に定める協議を行う。

- (1) 地域の関係機関の連絡強化
- (2) 社会資源の開発・改善
- (3) 困難事例ケース検討
- (4) 障害者計画等の策定及び適切な進行管理並びに評価
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価
- (6) 相談支援機能強化事業等の活用
- (7) 障害者の権利擁護等
- (8) 障害者差別に関する相談等に係る協議
- (9) 地域における障害者差別を解消するための取り組みに関する提案に係る協議

(構成)

第3条 協議会は、次の者で構成し町長が委嘱する。

- (1) 協議会の委員は18名以内とする。
- (2) 委員は、相談支援事業者、障害者サービス事業者、上五島保健所、上五島福祉事務所、医療関係機関、五島職業安定所、教育関係機関、障害者関係団体並びに障害者等及びその家族、民生・児童委員代表、学識経験者等とする。
- (3) 協議会の会長は、障害者福祉主管課長とする。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて開催することとし、会長が招集する。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、障害者福祉主管課において担当する。

2. アンケート調査の概要

(1) 概要

本計画の策定にあたり、本町の障がい者を取り巻く現状や課題、今後の方向性を把握し、総合的な施策への反映とするため、本町における障害者手帳等所持者、一般事業所、障害福祉サービス提供事業者、障がいのある人に関する当事者団体及び障害者相談員等を対象にアンケート調査を実施しました。

なお、それぞれのアンケートの集計結果については、町ホームページ (<https://official.shinkamigoto.net/>) において公表しています。

※本計画書においても、各施策の参考資料として一部を抜粋して掲載しています。

①障がい者アンケート調査

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病※
対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳所持者	保健福祉手帳所持者 自立支援医療受給者	特定医療費（指定難病※） 受給者
配布数	1,484 人			
方 法	郵送法（配布・回収いずれも郵送による方法）			
時 期	令和 5 年 9 月 8 日～9 月 29 日			
回収数	588 人			
回収率	39.6%			

②障がい児アンケート調査

対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳所持者	保健福祉手帳所持者 自立支援医療受給者	特別児童扶養 手当受給者
配布数	35 人			
方 法	郵送法（配布・回収いずれも郵送による方法）			
時 期	令和 5 年 9 月 8 日～9 月 29 日			
回収数	14 人			
回収率	40%			

③事業所

配布数	620 事業所 ※商工会会員事業所中、前回アンケート協力事業所及び福祉サービス提供事業所
方 法	郵送法（配布・回収いずれも郵送による方法）
時 期	令和 5 年 9 月 8 日～9 月 29 日
回収数	130 事業所
回収率	20.9%

④障害福祉サービス提供事業者

配布数	24 事業所（町内福祉サービス提供事業所）
方 法	郵送法（配布・回収いずれも郵送による方法）
時 期	令和 5 年 9 月 8 日～9 月 29 日
回収数	14 事業所
回収率	58.3%

3. 用語解説

【あ行】

●インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育。

●インクルージョン（インクルーシブ）

本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。

●オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部等に排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

【か行】

●学校教育法

学校教育制度の根幹を定める法律。

●基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

●強度行動障害

強度行動障害とは、自分を傷つける「自傷」や他の人やものを傷つけるなどの「他害」「睡眠の乱れ」「異食」「ものを壊す」などの周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を著しく高い頻度で起こすため、特別に配慮された支援が必要な状態をいう。

強度行動障害は医学的な診断ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために用いられる用語。

●グループホーム

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。

●ケアマネジメント

障がい者（児）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

●ケースワーカー

困難な課題、問題をもった対象者が主体的に生活できるように支援、援助していく個人や家族といった個別に対するソーシャルワーカー（社会福祉援助技術者）のこと。

●高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故等による脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくく、本人

自身が障がい者を十分に認識できないこともある。

●合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がい者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
(平成 23 年施行)

【さ行】

●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律は視覚障害や発達障害、上肢の障害等がある人の読書環境を整えることを目的とする法律。(令和元年施行)

●児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。(昭和 23 年施行)

●障害者基本法

障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律。(昭和 45 年施行)

●障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人の保護等のため、障がいのある人や養護者に対して相談、指導、助言等を行うために市町村が設置する機関。

●障害者権利条約

すべての障害のある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するための条約。

●障害者差別解消法

障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定された。(平成 28 年 4 月施行)

●障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付※の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業※、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。(平成 18 年施行)

●障がい者総合支援協議会

地域における障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により町が設置・運営する障害者総合支援法に規定する協議会。

●障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したもの。障がい者の範囲に難病等を追加、地域生活支援事業※の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム※への一元化などが行われた。(平成 25 年施行)

●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするもの。(平成 30 年施行)

●障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。(昭和 35 年施行)

●障害者文化芸術推進計画

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 7 条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文部科学省及び厚生労働省が策定するもの。

●自立支援給付

障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供する福祉サービス。自立支援給付には介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具がある。

●成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための民法上の制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。

●成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備するもの。（令和元年施行）

【た行】

●第5次障害者基本計画

障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

●地域活動支援センター

障がい者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。

●地域生活支援事業

障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

●著作権法

知的財産権の一つである著作権の範囲と内容について定める法律。（昭和45年施行）

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成19年4月より従来の特殊学級から名称が変更された。

●特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援する。その視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

【な行】

●難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことを言う。経過が慢性的で医療費がかかることや、介等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

●ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

●ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がい者も健常者も、すべての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中できっと普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

【は行】

●発達障害

脳機能障害により、心身の成長発達の途上で何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

●バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる「障壁（バリア Barrier）」となるものを「除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障がい』や、障がい者（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因するバリア（障壁）を取り除くこと」を意味する。

●ピアカウンセリング

ピアカウンセリングの「ピア」とは「仲間」や「対等な立場の人」という意味。ピアカウンセリングとは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのことでピアサポートとも呼ばれる。

●福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がい者に対し、障害福祉サービスとして就労すること。

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障がい、知的障がい又は妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

●法定雇用率

現行、民間企業での障害者の法定雇用率は 2.3%とされていますが、2024 年 4 月より 2.5%、2026 年 7 月より 2.7%へ段階的に引き上げられる。これに伴い、障がい者を 1 人雇用しなければならない事業主の範囲が、2024 年 4 月より「従業員 40 人以上」、2026 年 7 月より「従業員 37.5 人以上」へ広がることになる。

【ま行】

●文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権について定めた法律。(昭和 25 年施行)

【や行】

●優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。(平成 25 年施行)

●ユニバーサル社会

人種、障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会のこと。

●ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【ら行】

●ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

空白

令和 6（2024）年 3 月 発刊

発行：新上五島町

編集：福祉課

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

電 話：0959-53-1111

ファックス：0959-52-3741